

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (19 . 4 定)			
日 時	平成 1 9 年 1 2 月 1 4 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	高橋委員長、大竹副委員長、秋元・吹田・中島・佐藤・佐々木・ 北野・横田 各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・市民・福祉・環境・教育各部長、 総務部参事、保健所長、会計管理者、小樽病院事務局長、 消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、吹田委員、中島委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

成田祐樹委員が吹田委員に、斉藤陽一良委員が秋元委員に、林下委員が佐々木委員に、新谷委員が中島委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・厚生両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党の順といたします。

自民党。

佐藤委員

先日、一般質問をさせていただきました内容について質問させていただきます。

歯周疾患健診について

初めに、歯周疾患健診についてであります。

答弁いただいた内容の中で、健診の実施率とあと受診率ということがありましたけれども、全国で歯周疾患健診が行われている自治体の数をお知らせください。

（保健所）中村主幹

歯周疾患健診に関しまして、全国で実施されている数というのは具体的には現在押さえておりませんので、後ほどお知らせさせていただきたいと思っております。

現在、大都市で実施しているところ、札幌市や仙台市とかさいたま市とか、そういったところでの実施状況は、92.8パーセントとなっています。旭川市、函館市、秋田市というような中核市では85.7パーセントが実施されております。小樽市など保健所のある政令市では66.7パーセント実施されております。

佐藤委員

受診率の高い自治体の大まかなところで結構ですけれども、受診率と受診者数がわかれば教えていただきたい。

（保健所）中村主幹

全国ではなかなか実態、現在の数を把握してすぐ示すことはできないのですが、都道府県で比べますと、香川県が最も受診者の割合が高く、人口1,000人当たり2.6人ほどが受診しているというふうになっております。

佐藤委員

大都市では健診の実施率が高いものの、受診率は極めて低いという答弁をいただいたのですが、今の話を聞きますと、この答弁をいただいた背景となるものに関しては、あまり確かな数字がないということですが、この件に関してはいかがでしょうか。

（保健所）中村主幹

大都市での実施率が高いということは、先ほど申し上げましたように指定都市の実施率が92.8パーセントであるということから、実施率は高い。受診率につきましては、例えば札幌市ですが、平成17年度の受診者数が591人でして、この歯周疾患健診というのは40歳、50歳、60歳、70歳という節目の年齢で行うものでして、最も受診率の高いところで1.0パーセントになっております。

佐藤委員

全国の実施数自体を全部把握していないということでしたけれども、小樽市より小さな都市においても健診が行

われているということもまた事実ですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

（保健所）中村主幹

確かに小樽市より小さな都市でも実施されております。例えば道内で申しますと網走市、芦別市、それから北斗市、新篠津村、そういったところで実施されているところはあるのですが、道内の実施率は23.8パーセントということになります。それぞれの自治体での受診者数に申しますと、人口の多いところでも100人ぐらいになりまして、先ほど申しました網走市は年間受診者数9人ということになっていますので、やはり受診はなかなか進んでいないというのが現状だと思います。

佐藤委員

受診率と受診者数はそのような状況であってもそれを継続的に実施している、そのことについてはどのようなことが考えられるのでしょうか。

保健所長

歯周疾患予防が非常に重要であるということは、これは事実だと思います。ただ、その予防のための健診が果たして意義があるかということが今の論点だと思うのですが、健診自体どのような健診もそうなのですが、今かなり見直されている。ですから、歯周疾患予防のための何らかの方策が重要だと考えています。それが、では健診という形がいいのかとなると、今、主幹が答えたように、さきの自治体でいろいろな都市においても、やはり実際に来る人の数が、非常に少ない状態ですから、では今本市で健診をやった方がいいというふうにはちょっと考えられないです。それよりももっといい方法を、歯科医師会と何か協議していく方がいいのではないかと考えております。

佐藤委員

そういう見解で、予防対策としては歯科健康相談や健康教育を行っているという答弁をいただきましたけれども、その歯科健康相談の相談件数と主な内容と、健康教育の対象者と内容について、今わかれば教えていただきたい。

（保健所）中村主幹

歯科健康相談につきましては、現在の実施は週1回で、老人保健法による健康相談を行うというような形です。実際には希望者に対して歯周疾患の健康相談を行うというようなことをしております。

健康教育につきましては、年間の数としては228人ということですので、十分な数ではないというふうには認識していますが、来年度からもう少し健康教育というものに関して力を入れてやっていこうというふうには考えております。

佐藤委員

今お聞きしたところ、歯科健診は今のところ受診者数も少なく、必要とは考えていないということと、健康相談と健康教育については、来年度以降にその内容を充実させていくというような答弁もいただきましたので、どうか歯科医師会とその辺を十分協議していただいて、何せ医療費の抑制に関しては、当然歯科健診は必要であるという答弁もいただいていますので、十分な施策をとっていただきたいと、そのように考えます。

食育について

続いて、食育について質問させていただきます。

現在、小樽市は道費栄養職員5名を配置しているという答弁をいただきましたけれども、その具体的な配置を教えてください。

（教育）学校給食課長

栄養教諭等の配置の関係でございますけれども、現在、道費職員が共同調理場に配置されていますので、新光共同調理場の方に3名、それからオタモイ共同調理場の方に2名配置されておりまして、いずれも栄養教諭の資格を得ているところでございます。

佐藤委員

オタモイ共同調理場に関しては、民営化が検討されているということでありますけれども、例えば民営化した場合、栄養職員の業務内容の変更はあるのでしょうか。

（教育）学校給食課長

お尋ねのございましたオタモイの調理場の民間委託後の栄養職員の業務についてでございますけれども、現時点で想定をしておりますのは、通常午前中は調理指導ということになりますけれども、そういった面では減少する要素があるものと見込んでおります。また、委託という業務形態を考えますと、相手方から必要な提出物を受けたり、そういったもののチェックですとか、そういった面では、業務が増加する要素もあるものというふうに思っております。それぞれ増加、減少があると思っておりますけれども、実施後におきましては、よくこの業務状況を見ながら、食育指導の面ですとか、実態を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

佐藤委員

それで、栄養教員の指導、助言に関して、PTAの保護者を対象とする試食会や学校での学習会などの活動を行っているという答弁をいただきましたけれども、学校での学習会の具体的な内容についてお知らせください。

（教育）学校給食課長

学校での学習会の具体的な内容でございますけれども、これは小学校の総合的学習の時間の際に給食から出ますごみの問題が課題になりまして、共同調理場の栄養士が出向いて話をしてきたものでございます。

佐藤委員

それは大体年間通して各学校ではどのぐらいの実施回数で行われているのか。そういう各学校でということは無理であれば、全体としてはその教育の学習会はどの程度行われているのでしょうか。

（教育）学校給食課長

今、お尋ねのございました学校との関係のところでございますけれども、平成18年度においては、学校におきまず直接的な関係につきましては今の1件でございました。そのほかはPTAの方々ですとか、そういった方々を中心に試食会、見学会、そういったものの中で食育に関する話をさせていただいているのが現状でございます。そのほかに学校との関係の中では、そういった学校の中でランチタイムにおける食育の話ですとか、それから家庭科の調理実習におきます衛生管理の話、そういったものを行っている現状でございます。

佐藤委員

総合的な学習の内容に関しては、各学校にある程度任せているということがありますけれども、食育というのも大変重要な問題でありますので、何か機会があったら、その辺も指導内容という話にはなるかと思っておりますけれども、話題として取り上げていただきたいと、そのように思います。

また、給食担当者会議は、現在おおむね月1回程度開催されているというような話で、各学校の教員とともに児童・生徒の状況把握や意見交換なども行っており、その内容を子供の指導に生かしてもらおうようお願いしているところであるという答弁をいただいたのですけれども、この給食担当者会議においては、各小中学校の41校のうち担当者が毎回出席されて、子供たちの現状把握や意見交換などが行われているのかどうか、その辺に関してはいかがでしょうか。

（教育）学校給食課長

お尋ねのございました給食担当者会議でございますけれども、月1回、市内の各学校であらかじめ決めていただきました給食担当の教員に出席していただいております。そういった中では、調理場の来月の予定献立のパンフレットとか、それから先月の子供の給食の状況ですとか、学校での状況、そういったものを伺っているのが主要内容であります。

お尋ねのございました個別の子供の状況把握でございますけれども、現状では会議の中で41校すべて個別の状況

を尋ねているという状況にはございません。それぞれの学校から給食に関する意見や質問、そういったものがあつた際に、意見交換をしているというのが現状でございます。

佐藤委員

その担当者会議には、出席できない担当者もいると思いますけれども、そのような場合、その学校の担当者にはどのような形でこの内容等を伝えることができるのでしょうか。

（教育）学校給食課長

担当者会議の中でいろいろ学校側からお尋ねがあったり、後日返答しなければならないようなこともございます。全体にかかわる関係ですとか、個別の学校からの照会がある場合もございます。それぞれ内容によりましてけれども、必要に応じまして学校に連絡するようにいたしております。

また、個別の子供の状況の関係でございますけれども、その担当者以外では、日常、各学校の方から調理場などの方にそういった旨の照会などがございましたら、それに対して回答するような状況でございます。

佐藤委員

次は、子供の朝食を毎日食べている割合を、全国ではありますけれども、全国学力・学習状況調査の統計結果を基に答弁をいただきましたけれども、北海道においてはどのような結果になっているのでしょうか。

（教育）指導室長

今回の全国学力・学習状況調査における北海道での朝食をとっている割合についてですけれども、北海道の小学生においては、朝食を毎日食べているのが83.9パーセント、どちらかといえば食べているのが9.7パーセントの状況で、合わせますと90パーセント以上の児童が朝食を食べているという状況でございます。

また、北海道の中学生におきましては、毎日食べているというのは79.2パーセント、どちらかといえば食べているというのが11.4パーセント、こちらの方も合わせますと90パーセント程度の生徒が毎日ほとんど朝食を食べている状況になっております。

佐藤委員

昨日、全国学力・学習状況調査学力の結果で、小樽市においては全道とそう違わない数字であろうというような答弁がありましたけれども、この朝食を食べないということに関しても、そのような傾向と受け止めてよろしいでしょうか。

（教育）指導室長

小樽市においてもほぼ同様の傾向があると思います。

佐藤委員

昨年以前の調査結果はとっていないという話を聞いておりましたけれども、それほど大きく数字が変化するということは考えられないと思いますので、過去もこのような状況だったものと思います。食育に関しては、各家庭での協力が必要不可欠であるというふうに私は考えておまして、食育に関しては家庭にお知らせする手段として、給食だよりや学校だよりを用いているという答弁をいただきましたけれども、今の調査結果を見ても、できればすべての子供に朝食を食べて学校に来てもらいたいという思いが、学校だより、給食だよりでは、なかなか各家庭には十分には伝わっていないのではないかと。この辺に関してはいかがお考えでしょうか。

（教育）学校給食課長

給食だよりの方は私どもが発行してございまして、その中にも朝食欠食の関係ですとか、そういった話題を取り上げているところでございます。こうした家庭への配布のほかにも、子供用には教室に掲示するように予定献立表というものを採用していますけれども、そういったものにつきましても、この朝食の関係を積極的に取り上げられるようになっているところでございます。また、それぞれ文部科学省や道の方で作成しました食のハンドブックがございまして、そういったものも学校に送付して、家庭や学校での活用方をお願いしているところでござ

ざいます。

これからも、食育の関係につきましても、充実していく観点で、学校との連携もごさいませけれども、そういったものによく留意をしながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

佐藤委員

子供の朝食をつくる、用意するのは当然親ですから、いくら子供に周知しても、子供自身が食育に関しては、食の具材を選ぶ力ですとか生きる力をはぐくむという観点から、とても必要なことではあると思いますけれども、いかにせん親が食事をつくることに関しては十分な配慮ができていないというのが現状ではないか。そのように考えますけれども、子供たちの親、特に P T A に関して、食育に関する指導ですとか講習会ですとか、それによって子供たちの欠食率を下げっていく、そのような努力は必要だと思えますが、親に対しての教育や指導、そのようなことに関してはいかがお考えでしょうか。

教育部川田次長

今回の全国学力・学習状況調査の中で、そういった朝食をとる割合というのは、今、小樽市で分析をしているところでございます。今月 25 日ぐらいにはその結果が出るのではないかとということでございまして、小樽市の状況がそのとき詳細にわかるわけですから、それを踏まえて P T A 連合会等、そういった部分で話をしていながら、連携をとっていききたいというふうに思っています。

佐藤委員

今、P T A 連合会という話がありましたけれども、子供に関する生活での状況など、過去にはそういうものを調べる機会がなかったのか、そういう手だてがなかったのかはよくわかりませんが、P T A 連合会という存在があるのでしたら、そこと協力して、子供たちの健康状態ですとか、そういうものを把握できるような取組というものがないのかと思うのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

（教育）指導室長

昨年度、小樽市の学習到達度調査の中でも、学校に行く前に朝食をとりますかという設問がありまして、昨年度の中学校 1 年生で実施したのですが、その結果では 90.1 パーセントの子供が大体食べているという状況でした。学校によっていろいろとばらつきがあるのですけれども、課題のあった学校につきましては、学校の P T A として子供の食育にかかわる講演会を開催するというところで取り組んでいる学校もございます。今後、今回の調査結果も踏まえて、全市的に呼びかけというか、市 P 連と連携しながら進めていきたいと考えております。

横田委員

税外収入の収入未済額の状況について

財政部に税外収入の収入未済額、いわゆる未収金について伺いますが、まず過去、平成 15 年ぐらいからの一般会計、特別会計、企業会計を含めた未収金の状況について全体的にお知らせください。

（財政）中田主幹

税外収入の未収金の状況でございませけれども、平成 15 年度ぐらいまで増加傾向にございませました。税外収入の未収金を、一般会計、特別会計、企業会計を合わせた金額で示します。ただし企業会計につきましては、本来出納整理期間がございませんで、3 月末の状態で決算処理の未収金が載っておりますけれども、今、私が申し上げるのは、企業会計につきましても、4 月、5 月の分も含めて整理した数字です。

まず、15 年度末で、全会計で約 19 億 5,000 万円の未収金がございませます。それから、16 年度から多少全庁的な取組を開始しておりまして、それ以降減少傾向にございませます。16 年度末が 17 億 6,000 万円、17 年度末が 16 億 5,500 万円、18 年度末が 13 億 5,500 万円という形で、16 年度以降減少をしているという状況になってございませます。

横田委員

本会議でも伺いましたが、平成19年度は交付税が3億3,000万円少なくなった。これの穴埋めといいましょうか、それに対応するために未収金対策をしっかりとやるという決算特別委員会等での答弁がございました。19年度の詳細は出ていないと思いますが、そういった決算特別委員会なども踏まえて、未収金対策をどのようにしているのか、お尋ねいたします。

（ 財政 ） 中田主幹

先ほど答弁させていただいたように、平成16年度からある程度全庁的な取組を進めておりました。一応そういう形で税外の未収金については減少傾向にはございますけれども、一部の収入科目におきまして反対に増となっている部分も出てきております。そういう部分もございまして、今年度の地方交付税の落ち込みもありますので、さらにもう一步進めて税外収入の収納対策を図ろうということで、本年10月15日に、副市長をトップといたしまして税外収入の収納対策推進本部を立ち上げてございます。その中で税外収入の取組を強化していくということで、特に12月末をめどに特別の集中期間として、滞納者に対して接触を図っていこうと、現在進めているところでございます。

横田委員

その対策本部が、10月に設置されたようではございますけれども、副市長がトップということですが、具体的にはどういう取組をされているのですか。電話をかけるのか、あるいは接触だとか、そういう認識でよろしいですか。

（ 財政 ） 中田主幹

まず、未収金対策としましては、やはり滞納者に当たるということが第一ですので、まず通常の督促、あと電話催告、それと文書での催告、さらに取組を進めているものとしては各家庭に臨戸訪問を行っております。その取組の内容につきましては各部が主体となって行っておりますので、それぞれの部で管理職が中心となって、滞納額が多い方などについては臨戸訪問をしているところでございます。

横田委員

資料をいただいて見ましたが、確かに例えば国民健康保険は専門チームといいましょうか、徴収チームがあって、5年間で2億5,000万円ほどの未収入金を回収しているというのです。この辺は大変評価されるところでありますが、逆に先ほども主幹から答弁がありました、保育費負担金は三千数百万円ぐらい増えているのです。お聞きしたいのは、大体収入率が70パーセント台、あるいは多くて九十何パーセントですが、この児童福祉措置費負担金というのが、ずいぶん収入率が低く、7パーセントと1けたになっていますけれども、これはどういう理由ですか。

（ 財政 ） 中田主幹

児童福祉措置費負担金につきましては、新たな調定が起きないものでして、現在、保育料負担金という部分がございます。それともう一つ、現在の収入で助産費負担金という部分があるのですけれども、それが最近科目が変わりまして、この児童福祉措置費負担金というのは過去の分しかないのでございます。その部分で、結局ここに児童福祉措置費負担金の残っている金額、平成18年度末で850万円ほどでございますけれども、もう何年か前のものでして、収納は非常に難しいため、こういう意味で低い収入率となっております。

横田委員

もう一点、数字を見てどうかと思ってお聞きしたいのは、平成15年度の一般会計のその他というところがありまして、2億円ほどあるのですが、翌年度から一気に4,800万円とか、18年度末ですと3,000万円程度になります。その他で15年度から16年度で一気に少なくなったのは、先ほど16年度から対策を強めたということですが、その関係があるのでしょうか。

（ 財政 ） 中田主幹

その部分の減につきましては、自助努力というよりも、不納欠損部分が多くございます。要因としては、フィッ

シュミールという施設がございまして、その部分が結局取れないということで、不納欠損にしたのが大きな要因となつてございます。1 億円ほどがそのような形になってございます。

横田委員

減ってきたとはいえ、平成18年度で13億5,000万円あります。19年度も対策は強めているということですが、10 億円以上はあるものという感じがします。これは当然いただけるお金がいただけていない部分がということであり ますから、しっかりとその対策をして、こんな財政状況ですのでしっかりと徴収していただきたい。何か高利貸し が督促をして回収する、そんなイメージがわいてしまったら困りますので、その辺はしっかりとお願いをいたしま す。

今、全体で一通りお聞きしましたけれども、主要なところでの部分、保育費負担金の部分とか、それから国民健 康保険料、それから今日は水道局は出席していませんが、医業収益も1 億円以上の未収金があります。この辺につ いて、状況と、好転しているのか、あるいはそうでないのかといった話を、各課からお知らせいただければと思い ます。

（福祉）地域福祉課長

保育費負担金の特別対策について説明させていただきます。

先ほど財政部中田主幹から答弁がありましたように、児童福祉措置費負担金というのが保育費負担金の古い部分 のその差ということで、対策としては両科目一緒に対策をやってございます。

それで、まず第1弾としまして、11月初めに催告というきつい文章ではないのですが、保育料の納期内納入、現 年度に納めましょうというお願いといたしますが、それに加えて未納の場合には滞納処分もありますというような文 書を、現在、保育所に通っている家庭の方に配布をいたしました。

第2弾につきましては、現在、分納誓約で約束履行しているとか、そういう家庭を除いた未納世帯に対して催告 文書を発送してございます。

その後、この催告文書にもかかわらず、何らアクションがなかった世帯のうち滞納額50万円未満の者につきまし ては、福祉部の管理職13名によりまして夜間の電話催告を行ってございます。

同じく滞納額50万円以上の者につきましては福祉部管理職が2名で1班、6班体制で夜間の臨戸訪問で交渉を行 ったところでございます。

その効果につきましては、今、検証中のため、はっきりしたことは申し上げられないのですが、催告書の 発送から臨戸訪問、夜間電話、夜間の臨戸訪問をトータルいたしまして、分納誓約がとれたというのが40件ほど、 それから窓口にお越しになって支払われたものが70万円ほどというのは目に見えてございます。そのほか銀行の方 で支払ったとかいろいろなことがございますので、その辺は今後検証をしていきたいというふうに考えてございま す。

（市民）高橋主幹

国民健康保険につきましては、まず、ほかの収納担当と同じように臨戸訪問を重ねております。また、ちょっと 特殊なのは、14名の嘱託職員を特別徴収員として、昨日も正職員と一緒に夜に回るとか、あるいは先日も日 曜日に朝から回るということを繰り返してありまして、それをさらにやるということと、早期の納付督促をお願い するという意味で、いわゆる電話のコールセンター的な要素を持つ嘱託職員を3名配置しております。それが日中 から相当数の電話をかけています。これの効果としては、きちんとした数字まで申し上げられませんが、つかみで は、督促状を見た人の3割程度はその電話を受けて納付していると思っております。

ちなみに、未収金滞納分につきましては、平成14年度は6.43パーセントの収納率でした。18年度は約2倍の12.22 パーセントと上がってきておりますので、地味なのですけれども、今のようなやり方をさらに踏襲して、未収金の 確保に努めていきたいと思っております。

（樽病）医事課長

市立病院に関係した未収金対策でございますけれども、同じように文書による督促、それと夜間の管理職による電話催告ということで、11月中に行いまして、臨戸訪問につきましてはまだ始めておりません。ただ、病院に関しましては非常にやはり高齢者がかかる。そして、高齢者による支払ということで、私どもの印象では皆さん、電話が通じた方については全員が「申しわけない。それで病院に行きづらくなった」という話もしております。それで、すぐに支払った方、また分割納入を約束した方もあります。ただ、分割につきましては、何回か行って裏切られた部分もありますので、きちんと払っていただけるかを毎月チェックしながら、支払が滞った場合にはまた夜間に電話等で催告しながら、また電話がとめられたり、それから通じない部分につきましては、今後、直接訪問しなければいけないだろうと思っておりますので、その辺の計画を今後立てていきたいと思っております。

横田委員

保育料については理不尽な保護者というのでしょうか、モンスターペアレントうんぬんという報道などもあり、支払能力がありながら払わないということなのでしょう。それからまた、ちょっと観点が違いますけれども、学校の給食費については、先ほど食育の話もありましたけれども、給食の品質を下げるような事態にもなっているやに聞いておりますので、しっかりと未収金対策をしていただきたいと思えます。

大竹委員

新病院について

私の方から小樽の医療ということで、新小樽病院の建設に向けてということで伺いたいと思っております。それで、私自身、新小樽病院の建設はできるだけ早く着工し、早く完成させるべきだと、そういうスタンスの中で質問していきたいと思えます。

それで、ちょっと中身についている申し上げたかたのですけれども、時間がないということで、ただ今、小樽病院が老朽化も激しいということは皆さんわかっていますし、これについては多くの市民が早く建ててほしいということであろうかと思えます。でも、これは議論をしているわけなのですけれども、なかなか何か分かれている部分、一本化されていない部分もあるように思われるわけです。

そんな中で、私は今まで議論をした中で、どうも市民にわかってもらっていない部分もちょっとあるのではないかと。その一つとしまして、小樽市民が必要とする診療科目数とその量、あるいは現在、市内でどのような配置になっているのか。これが足りているのか、足りない部分がどこにあるのかというような、小樽市本来の病院のあるべき姿がきちんと市民の間で議論されるような材料がなかなか提供されていないのが現実にあるかと思うのですけれども、この件についていかが考えておりますか。

総務部参事

市立病院として求められている機能といいますか、そういうものが市民にわかりやすくなっていないのではないかと。ということだと思います。確かに私どもも当初平成15年に策定した新市立病院基本構想は、あくまでも構想としては地域連携完結型といいますか、一病院完結型というのをうたっていたのですけれども、どうも市民の中から総花的であるとか、全部やるのかという話がありました。基本的には私どもは市立病院検討懇話会の中で、あの時点での現在の診療科は継続してほしいというものを受けて、構想としては動いてきております。

ただ、ここに来まして、この数年御承知のようになかなか医師の確保はできない。特に今、小児科とか産科とか、そういう部分がありまして、現実には小樽病院では小児科の入院を受けられないとか、産科が診療できないとかという状況が起きております。そういう中で当然市立病院としてはほかの医療機関では担えない部分、脳神経外科、心臓血管外科、それから放射線治療等を中心にやっていくということは従来から考えていたのですけれども、両院長の協議からその部分をわかりやすくしたいということで、いわゆる3本の柱ということを明確にしております。そ

これは広報にも載っていますし、市立病院調査特別委員会でも報告しましたけれども、3本の柱というのを明確にした中で、いわゆる脳血管疾患、心疾患、それからがん診療、これを柱にしましょう、そのほかでも当然市内の医療機関では足りない部分、それはやりましょうということです。

診療科目数といいましても、例えば内科であれば、内科といってもたくさんある中でやっているところもありますので、科目数だけではなかなかかわからないと思いますけれども、市内で見ると例えば脳神経外科、心臓血管外科はほとんど第二病院が担っていますし、放射線も小樽病院だけですし、結核もそうです。あとは当然細かい耳鼻科とか眼科とかも入院施設があるというのはないものですから、これは小樽病院が担っているのですけれども、診療科だけを見ると競合している部分というのは、例えば消化器科、整形外科、これは大体の公的病院にあります。医師もいる。ただ、あとはその中の、例えば消化器科にしても、掖済会病院が専門にしている消化管といった、管の問題なのか、あるいは肝臓等それぞれ専門分野がありますので、その辺のすみ分けといいますか、それは考え方としては、今後、市民に、新病院はこういう部分を担うというのを、もうちょっとわかりやすい形で提示をしていきたいというふうには考えております。考え方としては、今、これほどに医師が足りませんので、機能分担というのは図っていききたいし、自然に図られている部分があるのもあります。例えば掖済会病院から肝臓の患者は小樽病院に来るとか、医師同士の中で自然の連携というのはありますから、その部分は市民の目にもわかりやすく、しかも今後分担することによってそれぞれが軽くなるのであれば、その分は軽くしていきたいと考えております。

大竹委員

今の話の中で私が言ったのは、診療科目の数も確かにいろいろありますけれども、その量というのが、市民や患者にとって間に合っているか間に合っていないかという部分なのです。ですから、全体として物を見ることが、かなり必要な部分ではないかというつもりで話したのですけれども、その辺はどうですか。

総務部参事

非常に難しい問題があるのは、やはり札幌という医療圏をすぐ近くに持っているということなのです。小樽市だけでほぼ医療が完結していれば、中で足りない分野とかというのは非常にわかりやすい部分はあるかもしれませんが、結局小樽市内で診られない方というのは札幌に出ていっているというのがあって、個々の情報というのはなかなか集約しきれない部分があります。

ただ、今後、実は公的病院、我々がいわゆる民間病院の情報を得るといのはなかなか難しい状況もありますので、医師会にはそれぞれ公的病院の代表の方も入っていますから、そういう中では、やはりそういう医師会等を通して情報交換を少しずつ進めていって、足りない部分はやはり公的病院で持つ。これが基本ですから、そういうのを今後進めていかなければならない部分というのはまだ残っていると考えてございます。

大竹委員

今、そういうことに関連していくわけですがけれども、医師の絶対数が足りないというのが現実でありますから、そうした中で市民のためということに軸足を置いたときに、医療の経営ということではなくて、市民のための医療ということで考えたときに、例えば各病院が官民の壁を取り払ったような形で、全市的にお互いに補完し合うというような医療体制ということもきちんと考えておく必要があるのではないかと。また、そういうような病院であればということも、一つの選択肢としてはあるのではないかと。思うのですけれども、その辺はどうですか。

総務部参事

平たく言えば、医療連携ということになるのです。これはもう何年も前から皆さんが必要だということで考えてきていますけれども、これだけ難しいシステムはないというのも実情でして、今回はまだ素案ですが、公立病院改革ガイドライン等を見ていましても、やはり公立病院同士の再編というのも、なかなかそれぞれの地域によって事情があるので難しいですが、経営主体が違う病院の連携というのは非常に難しいという中で、まず素案でどう出てくるかわかりませんが、道とか、それぞれ都道府県の地域保健医療協議会あるいは医療対策協議会と

か、そういうものが深くかかわらないと、なかなか連携というのは難しいということが出ております。だから、なかなか進まないという現状もあるのですが、それはそれとして、やはり先ほど言いましたように、お互いの情報というのをそれぞれが十分に知り合う状態にはなっていませんので、それがどこまで可能なのかというところを今後進めていかないと、なかなか本当の意味での役割分担までは到達しないというふうに思っています。

ただ、いろいろ公的病院の院長と話しますけれども、小樽市の医療水準というのは決して低くない。だから、全体が力を合わせれば、よほど難しいものを除いて 9 割方は小樽で十分な医療ができるのだという話もありますので、そういうものの構築に向けて、少しずつですけれども今後は進めていかなければならない、その中で新病院も考えなければならぬ、そう考えています。

大竹委員

今、後段に言われたことは、非常に大事なことだと思うのです。地域医療という形でいくと、全道的な物の考え方をしなければならぬけれども、せめて小樽市内、この地域の中でということがすごく大事になってくると思いますので、そういう中では、またできることも出てくると思うのです。ですから、その辺に向けてやっていただきたいと思います。

それで、私の方から、これは、新病院の問題とはちょっと別な話です。先々新病院ができたとしますと、今の小樽病院あるいは第二病院の解体ということを考えなければならぬと思うのです。そこで今、小樽病院を解体し更地にするとするならば、どのぐらいの費用が見込まれるのか、お示してください。

（総務）市立病院新築準備室長

現在の小樽病院を解体して整地をするといったときの解体費なのですが、この金額は実は平成 13 年に試算したものですけれども、過去の市の施設、こういったものの実績を精査した中で、概算になるのですが、大体 7 億円程度かかるというふうには思っておりますけれども、それから相当時間もたっていますし、今の民間の情勢などを見ますともっと安くはなるかと思うのですが、13 年の試算では一応 7 億円ということです。

大竹委員

そこで、これは仮の話にはなりますけれども、当初の計画では量徳小学校の跡地での建設ということと、築港地区ということの二つが挙げられていました。そこで、仮にですが、量徳小学校に病院を建設し、現小樽病院を駐車場にするとしたら、この解体費用というのは起債対象になることは考えられるのでしょうか。

（総務）市立病院新築準備室長

仮の話なのですが、量徳小学校と、それから現在の小樽病院の敷地を使ってということになれば、どの範囲まで起債対象になるかはわかりませんが、これまでも北海道ともいろいろやりとりという話を聞いていりながらいくと、対象にはなるというふうには思います。

大竹委員

それで教育委員会の方に振りますけれども、量徳小学校を含めた小学校の統廃合ということがありまして、いろいろ議論されました。その結果として、そのことを白紙に戻してということを知っているのですが、それは白紙ということによろしいですか。

（教育）山村主幹

小学校適正配置計画案につきましては、その計画案を取り下げたということで教育委員会で決定をして、議会にも報告をしているところです。

大竹委員

そこで、取り下げたということの中でよく市長がおっしゃっていますけれども、白紙撤回したという言葉を使っていたようなのですが、これは間違いでしょうか。

総務部長

市長がどの場面でそういう表現をしたかというのはあまり記憶にないのですけれども、今は教育部からありましたけれども、取り下げたということですから、計画そのものはそこでもうないと我々は押さえをしていますし、市長もそういう押さえをしていると思います。

大竹委員

そこで白紙撤回ということで、白紙ということになりますと、今まで議論したことはすべてなくして、すべての議論がなくなったというらえ方になるのかと思うのですけれども、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

教育部川田次長

今、説明しましたように計画案は取り下げたわけございまして、今回新たに市民各層による小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会を設けて答申をいただいておりますので、その中でまた新たに小中学校も含めた適正配置計画というものを、今、教育委員会の中で検討しているわけございまして、そういう立場でございます。

大竹委員

ですから、白紙ということがそこですね。新しくまた別な組織を立ち上げて、統廃合に向けての物事を議論しているというのが現実ですから、だから白紙というのは、今まで議論してきたことはすべてゼロに戻して再度考えるということだと私は考えていますので、それが違うのであれば答弁願いますし、そうであるというならそのまま結構です。

総務部長

今の御発言の趣旨は理解をできますので、そういった形で私も理解はしています。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

秋元委員

初めに環境につきまして、家庭ごみの減量と有料化について何点が質問いたします。

家庭ごみの減量化・有料化の効果について

まず、この家庭ごみの減量・有料化につきましては、実施されて約 2 年 8 か月たちましたけれども、この家庭ごみの減量化・有料化による特徴的な効果についてお答えください。

（環境）藤井主幹

家庭ごみの減量化・有料化による効果ということでございますけれども、そもそもこの有料化の部分の目的が三つございまして、一つは市民意識の向上による減量化の推進、二つ目は資源化の促進、三つ目が市民サービスの向上ということになってございます。

収集の推移を見ますと、平成 16 年度有料化前でございますが、それと有料化後の 17 年度と比較しますと、燃やすごみ、燃やさないごみ、これを合わせて約 4 割、有料化で減っています。一方資源物の方は、缶、紙類、ペットボトルなどのプラスチック類、こういう部分は資源物の品目の拡大、あと収集回数の増加ということが功を奏したということだと思うのですが、16 年度から比べますと 17 年度が約 10 倍という大幅な伸びを示しているということを見ますと、目的としては一定程度達成している。特にやはり市民意識、市民一人一人の皆さんの減量化に対する意識の向上というのですが、意欲的な取組という部分での効果が一番大きかったのではないかと私どもは考えてございます。

秋元委員

まず、平成 18 年度の有料化に伴う歳入と歳出について、大きな項目で結構ですのでお答えください。

（環境）藤井主幹

歳入と歳出の平成18年度の決算ということで説明申し上げます。

まず歳入、収入の部分でございますが、指定ごみ袋の端的に言えば売上げといいますが、あと比率は少ないですが、ごみ処理券もあります。合わせて約 2 億 4,100 万円ということでございます。

歳出の部分では有料化の実施に伴う新規拡大経費ということで、主なものということでございますので、手数料の徴収関係経費、指定袋の作成とか手数料の徴収にかかる委託料、こういうもので約 8,500 万円。周知のための分別ハンドブック、ごみ・資源物の分け方、出し方を記載していますハンドブック、収集カレンダー、これが合わせて約 240 万円。次に、資源物の収集の拡大経費ということで、これが約 1 億 3,700 万円ということでございます。

次に、市民サービスの向上にかかわる経費ということで、いわゆる資源物の分別ボックスとか、地区別収集、冬期間の収集困難地区の解消とか、こういう部分で約 1,900 万円。その他不法投棄対策の経費などを含めまして、約 2 億 9,400 万円となっております。

その一方、減量化の部分でごみは当然減るわけですから、それに伴う収集車両の見直しによる減車ということがありますので、その部分で 1 億 4,400 万円の経費を減らした部分がございます。

秋元委員

今、答弁をいただきましたが、まずその目的の一つとして市民サービスの向上というふうにあったかと思えますけれども、市民サービスの向上という部分で、まず祝日収集の現状と課題について教えてください。

環境部副参事

祝日収集のまず現状でございますけれども、有料化実施に向けまして、従前から要望のございました祝日収集に取り組んで、サービス向上に努めてきたところでございまして、平成17年度は14日実施してございます。18年度は11日の実施、19年度につきましては11月までは8日の実施で、年度内は12日の実施になるうかと思えます。

収集量につきましては、平日に比較しまして大きな違いはないという中で、祝日でもごみ・資源物の収集があるということについては十分定着しているものと思っております。

課題でございますけれども、祝日収集というのはある意味平日収集の延長というところもございまして、祝日収集にかかわっての特に課題ということはないものにとらえているところでございます。

ただ、祝日収集を実施する前は、振替休日、ハッピーマンデーの関係で月曜日の祝日が多かったということもございまして、可燃ごみは月曜日、木曜日のパターンの方々から不公平であるというような苦情もございまして、これを実施することによりまして不公平感が解消されました。また、全市的には祝日収集を行うということによりまして、有料化前とは違ひまして、ごみ・資源物を家庭の中にストックしておくということではなくて、回収できるということでございまして、市民には喜ばれているものにとらえているところでございまして、今後も同様に続けていきたいと考えているところでございます。

秋元委員

冬期間のごみ収集の現状と課題について

また、冬期間の収集も市民サービスの一つだというふうに思いますけれども、冬期間の収集の現状とこれも課題はどのようなものがあるのか、お答えください。

環境部副参事

冬期の収集で困難地区の対応強化の関係かと思えますけれども、冬期間で積雪によりまして道路事情が、急坂である、あるいは狭い、それから方向転換の場所がないということで、収集車両が入れない路線におきまして小回りのきく小型車などで対応しまして、夏場と同じごみステーションで出してもらおうということでの市民サービスの向上を図っているところでございまして、有料化前の平成16年度は15路線を対象としておりましたが、平成17年度の有料化実施に伴いまして大幅に38路線を増やしまして、53路線を対象としたところでございます。その後、年々拡

大してきておりました、平成18年度は59路線、平成19年度、今シーズンですけれども、60路線を対応強化路線としているところがございます。冬期の収集困難であります路線全体で、私どもといたしましては、現在、90路線というところをさせていただきまして、対応強化している路線の実施率、これは73.3パーセントになるかと思っています。

課題でございますけれども、未実施路線が24路線ほど残っておりますが、このうち収集車両が入ってくると逆に雪道が悪くなるということ、またそれから夏場のステーションを使いまして雪捨場にしたいということもございまして、実際に対応強化を進めていかなければならない路線の関係は大体14路線ほどございます。この残る14路線につきまして、年次的ではございますけれども、解消に向けて取り組んでいきたいと考えているところがございます。

秋元委員

資源物回収ボックスやごみネットの助成金について

また、資源物回収ボックスやごみネットには助成金が出ておりますけれども、平成17年度と18年度の助成の件数とこの金額についてわかる範囲で教えてください。

（環境）廃棄物対策課長

最初に、資源回収ボックスでございますけれども、資源回収ボックスは資源物を時間までにステーションに出せない市民が、土曜、日曜も含めて、いつでも出せるようにすることで資源回収の便宜を図った制度となっております。助成額といたしましては、1件で限度額が20万円ということになってございまして、平成17年度で4件、68万5,000円、18年度で1件、17万9,000円の助成となっております。

次に、ごみネット、ごみ箱の助成でございますけれども、これらはごみステーションをカラスなどからのごみ散乱防止や清潔で快適な環境を維持するための助成制度でございまして、ごみネットの方は購入額の2分の1で5,000円を限度に助成してございます。また、ごみ箱の方は2分の1で2万円を限度に助成してございまして、17年度助成額ですが、ごみネットにおきましては76か所、12万8,000円、ごみ箱は31基、39万8,200円となっております。18年度の助成額ですが、ごみネットは増えて138か所、35万400円、ごみ箱は13基、26万円となっております。

秋元委員

ふれあい収集の現状と課題について

続きまして、ふれあい収集の現状と課題についてなのですが、どのようになっていますでしょうか。

環境副参事

ふれあい収集の関係でございますけれども、これも有料化実施に合わせまして、病気あるいは体のぐあいが悪いということで、ごみステーションまでごみ・資源物を出すことができない方を対象に、週1回ごみと資源物をあわせて戸別訪問によりまして回収を行っているところございまして、また訪問時には声かけなどもして安否を確認させていただいているところでございます。平成17年度末ではこの件数が195件、18年度末では257件、19年度、11月末でございますが、291件ございまして、このうち現在入院されている方が35名ありまして、実質収集対象としておりますのは256件でございます。

課題でございますけれども、やはり高齢化が進む中でふれあい収集を希望される方が、これからさらに増えていく傾向にあるものと思っております。現在、この収集に当たりましては軽トラック1台、2名の担当者を配置しているところでございますけれども、やはり対象となる方が増加する傾向にある中では、サービス低下を招くことのないように、人員体制の強化なども考えていく必要があるものと思っております。

秋元委員

このふれあい収集につきましては、私も何名かの市民の方からも、本当に助かるというふうにお話しいただいておりますので、ぜひ今後もきめ細かくサービスの拡大をしていただければというふうに思います。

不法投棄対策について

また、これは以前にも質問させていただいたことがあるのですが、不法投棄の現状についてお聞かせください。

（環境）藤井主幹

不法投棄対策の現状ということでございますので、まず体制と申しますか、業務の内容の部分について先に説明させていただきます。

不法投棄の監視パトロールというのが主な業務でございます。監視車 2 台に 2 名ずつ乗って、監視員 4 名で、市内 20 コースの重点区域がありますので、そちらの方を平日の日中各地区を回ってパトロールしているところでございます。

そのパトロールの途中に不法投棄物を見つける場合と市民からの通報という二つに分かれるのですけれども、いずれもごみの種類や数量の確認、それと原因者というのですか、簡単に言うと出した犯人なのですから、そういうものが特定できるものがないかどうかを探すなどの調査をしまして、場合によっては警察との連携ということもやってございます。そういう中で最終的に原因者が特定できないということと、そのまま放置していくわけにもいかないということでは、最終的には私どもが回収していくと、こういうような流れになってございます。

撤去量ですけれども、平成 18 年度は家電 4 品目と言われてますテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンのうちエアコンはさすがに該当がないのですけれども、テレビが 275 台、冷蔵庫が 84 台、洗濯機が 59 台ということで、かなりの数の大型のごみが投棄されています。あと多いのはやはりタイヤでございます。1,971 本ということでございました。

ただ、タイヤの部分については 17 年度が 3,366 本でしたので、半分まではいかないのですけれども、かなり減少していますし、今年度についても 1,300 本ぐらいですので、だんだん減少傾向にあるというふうになってございます。

あと経費の部分でございますが、こちらの方はいわゆる監視業務の経費の部分、賃金と申しますか、人件費的な部分なのですけれども、そういう部分と車両にかかわる部分などを含めて 18 年度決算では約 537 万円になってございます。その他は、要するに出されたごみ、廃家電の部分のリサイクル料金とか収集運搬委託の料金がかかるものですから、これが約 210 万円ということで、18 年度の決算でいくと約 748 万円ということになってございます。

秋元委員

家電につきましてはリサイクル料金が導入されました。またこれから地上デジタル放送に切り替わるのに伴って、テレビなどの不法投棄が増えるのではないかと懸念の声もありますけれども、ぜひ今にも増して不法投棄が減るような対策を講じていただきたいというふうに思います。

集団資源回収の奨励金、助成金について

続きまして、町会や P T A また団体などへの資源物回収の奨励金制度がありますけれども、平成 18 年度の奨励金や助成金の支払金額はどのようになったのか、お答えください。

（環境）廃棄物対策課長

集団資源回収の奨励金、助成金でございますが、平成 18 年度の実績で申し上げますと、集団資源回収を実施した団体は 307 団体ございまして、回収量は約 3,781 トンとなっております。

奨励金は、現行で回収量 1 キログラム当たり 5 円出してございますので、奨励金総額は 1,890 万 5,220 円となっております。

次に、回収業者への助成金、これは 6 業者が該当になりますが、助成対象の回収量といたしましては約 3,421 トン、1 キログラム当たり 2 円 60 銭で 889 万 2,890 円となっております。

秋元委員

今、答弁をいただいたこの奨励金についてなのですが、平成 20 年度から単価の改定について町会、連合町会などと相談しているというふうに聞いておりますけれども、環境部として検討されているのでしょうか。まず、この部分についてお答えください。

（環境）廃棄物対策課長

現在、集団資源の回収団体に支払っております奨励金 1 キログラム当たり 5 円につきましては、減額することで検討してございます。また、回収業者に支払っております助成金につきましても、現行は 1 キログラム当たり 2 円 60 銭でございますが、これについても減額することで検討してございます。

秋元委員

今回、減額することを検討しているという答弁でしたけれども、まずこの目的と、このことによる予算的な内容をお答えください。

（環境）廃棄物対策課長

減額を検討しているその経緯でございますけれども、最初に奨励金についてでございますが、平成元年からの制度でありまして、当時 1 キログラム当たり 1 円だったものが、平成 12 年 4 月からは奨励金は 5 円ということで行ってございます。集団資源回収といえますものは、新聞、雑誌等を集めまして市から奨励金を受け取るほか、回収業者からも売却による収入が入ることとなってございます。両方合わせた分が町会の収入ということになります。現在、これら紙類の市況が高値で安定している状況にありますので、それなりに回収団体には奨励金以外の売却収入も入っている状況にある、こういう一つの認識に立ってございます。

二つ目に、回収業者におきましても、市からの助成金のほか、回収団体から受け取った紙類については、同じく現況の市況の中で売却し、一定の収入を得ている状況にあります。

それから、現在、道内で集団資源回収を実施している自治体のうち、10 市の平均を調査いたしましたところ、本市は奨励金、助成金ともに平均を上回っている現状でございます。これらにかんがみまして、また現況の市の財政状況ともあわせまして、現在、奨励金、助成金ともに減額の検討を始めたところでございます。

また、そのことによる予算的な内容ですが、例えば 18 年度実績では、奨励金対象の回収量と助成金対象の回収量の合計は約 7,200 トンとなりますので、奨励金、助成金ともに 1 キログラム当たりの下げる単価が決まりますと、この 7,200 トンに下げた分の金額を掛け合わせたものが支出減ということで見込まれるかと思えます。ただし、奨励金を下げたことで集団資源回収の意欲が低下し、その分が市の方の資源物回収に出されますと収集量が増え、資源物収集車を増車する経費がかかることも考えられます。これらが予算的な内容への影響の部分かと思えます。

秋元委員

今、答弁をいただいたとおりだというふうに思いますけれども、まず町会や P T A、また対象の団体に対してこの件をどのように説明し、理解を得ていくのかお答えください。

（環境）廃棄物対策課長

各団体への理解、説明ということでございますが、11 月 19 日に、これまで長年にわたり集団資源回収運動を支援してきました資源回収推進協議会の各委員に集まっておきまして、その場で説明しておりますのと、また 11 月 20 日には総連合町会の各理事が集まる席上におきまして、市の方ではただいま減額の検討をしているということの説明と理解を求めてはございます。

今後、減額が確定し、実施要綱を改正した時点で、現在の資源回収団体に登録しております 316 団体がございまして、そちらの町会や P T A、また各種団体の方には個々に通知をさせていただくことを考えるとともに、広報おたる等でも周知を図りたいと考えてございます。また、回収業者につきましても、助成金の減額の意向については組合の方に説明はしてございます。

秋元委員

いずれにしましても、この単価の改正という問題は非常に微妙な問題でございますので、しっかり議論した上で、ぜひ市民の方にも納得していただくような答えを出していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

母子寡婦自立支援事業について

続きましては、母子寡婦自立支援事業につきまして何点が質問させていただきます。

まず、私も市民の方に質問されて、なかなか勉強不足でわからなかった点もございますので、それを踏まえまして質問させていただきたいのですが、まずこの自立支援事業の推進につきまして母子自立支援員設置事業というものがございまして、この支援員につきましては全国的に不足しているというふうな声もあるようですが、小樽市の支援員の人数と現状についてお答えください。

（福祉）子育て支援課長

母子自立支援についてのお尋ねでございますけれども、母子自立支援員は平成15年の母子及び寡婦福祉法の改正に基づきまして、それ以前は母子相談員というふうな名称で呼ばれておりましたけれども、それ以降母子自立支援員というふうに改まったものでございます。本市におきましては現在1名配置してございまして、母子家庭等の生活全般にかかわっての相談業務を行っているところでございます。

秋元委員

今回、母子家庭の方や寡婦の方なのですが、過去5年間の相談件数と相談内容を、話せる部分でもしわかればお答えください。

（福祉）子育て支援課長

母子相談の関係ですけれども、平成14年度から、事務執行状況説明書に掲載している件数で答えたいと思います。平成14年度は1,178件、15年度が821件、16年度が716件、17年度が731件、18年度が698件となっております。

相談内容の内訳についてですけれども、大きく分けますと生活一般、それから児童にかかわることと、それから経済的支援並びに生活援護にかかわって、その他となっておりますけれども、一番件数が多いのが経済的支援、生活援護についてですけれども、さらに内訳について申し上げますと、母子寡婦福祉資金の貸付けにかかわっての相談、それから生活保護にかかわっての相談ということで、これらを合わせて18年度の698件のうち374件となっております、54パーセントほどとなっております。

秋元委員

母子寡婦福祉資金貸付金につきましては、13項目あるというふうにご認識しておりますけれども、この貸付金の内訳、また平成18年度の698件あった相談者のうち、この貸付けを受けられなかった人数とその理由についてお聞かせください。

（福祉）子育て支援課長

母子寡婦福祉資金貸付金につきましては、北海道の事業となっております、小樽市といたしましては、申請の受付に際して必要な相談等を母子自立支援員として行っているような状況でございます。このため、その後の申請が通ったか通らなかったかについては、支援員としては把握していないということでございます。

秋元委員

今後、その把握といいますか把握といいますか、この貸付けを受けた方の人数などを調べるということは可能なのでしょうか。

（福祉）子育て支援課長

小樽市内での貸付けが必要という母子家庭の方々につきましては、後志支庁の保健福祉事務所の方へ提出することになっておりますので、そちらの方に問い合わせは可能ということでございますので、必要であれば母子寡婦福祉資金のそれぞれの状況について、後ほど報告申し上げたいというふうに思います。

秋元委員

また、平成18年度から高等職業訓練促進費事業、これを利用した人につきましては、生活資金と技能習得資金、双方あわせて借りられるようになったということですが、表を見ますと18年度で2件あったということですが

が、この 2 件のうち生活資金と技能習得資金双方を借りた方はいますでしょうか。

（福祉）子育て支援課長

ただいまの委員からのお尋ねでは、母子寡婦福祉資金貸付金の中の生活資金と、それから技能習得資金の関係かというふうに思います。今、2 件とおっしゃったのは母子家庭自立支援給付金支給事業ということで、こちらは市の事業でございます、高等職業訓練促進給付金でございます。

それで、高等職業訓練促進給付金の方の 2 件につきましては、看護師資格を取得するためにこの制度を使いまして、めでたくといひましょうか、修学期間を修了した後の国家資格に合格いたしまして、現在、看護師として常用で働いています。

秋元委員

また、昨年度は自立支援教育訓練給付金が 8 件、高等職業訓練促進給付金が 2 件でありましたけれども、この中で仕事につきたいという相談があったというふうに思いますけれども、この給付金を受けて仕事が決まったというような話は押さえていますでしょうか。

（福祉）子育て支援課長

この事業につきましては平成 16 年度から実施しておりますけれども、自立支援教育訓練給付金については 16 年度が 3 件、17 年度が 13 件、18 年度が 8 件でございます。これらの皆さんは雇用はされてございますが、常勤であるか非常勤であるかという部分につきましてはそれぞれありまして、必ずしも常勤雇用にはなっていないところですが、すべて就労しているところでございます。

秋元委員

また、常用雇用転換奨励金についてなのですが、厚生労働省の調べですと、有期雇用が平成 15 年 4 月から平成 17 年 12 月までで 68 件の届けがあって、そのうち常用雇用に転換されたケースは 56 人であるというふうに、厚生労働省のホームページに載っております、個人的に非常に少ないというふうに感じているのですけれども、小樽市で有期雇用から常用雇用に転換されたケースはあるのでしょうか。またこの常用雇用転換奨励金は企業に対してのものというふうに思いますけれども、企業に対してはこの奨励金の制度をどのように周知しているのかお答えください。

（福祉）子育て支援課長

常用雇用転換奨励金給付金事業の関係ですが、これは事業主が母子家庭の母を新たに短期雇用して、6 か月以内に常用雇用に転換して、さらに 6 か月を経過したら、小樽市が事業主に奨励金ということで 1 件当たり 30 万円を支給するものでございますが、平成 16 年度からこの事業を実施している中では一人も申請がございません。

それで、16 年度に実施するに当たりまして、小樽商工会議所の方にこの事業の説明を行ったところでございますが、それ以降という部分では進めていないところもございますけれども、これは先ほど厚生労働省のホームページからということでの現状のお話ございましたけれども、北海道におきましてもこの制度を実施している市が小樽市を含めて 35 市中 13 市で、なかなかやはり常用雇用という雇用スタイルが今の経済情勢の中で進まないといひましょうか、そういう背景がございまして、取り組まれていないというふうに伺っているところでございまして、小樽市におきましても実際のところ申請についてはない状況でございます。

秋元委員

その常用雇用転換奨励金につきましては、なかなか雇い主側である企業がこういう制度を知らないという話も聞きました。実際に機会があるごとに、こういう制度があるということを企業側にぜひ周知していただきたいというふうに思います。

母子自立支援プログラム策定事業について

母子自立支援プログラム策定事業というものがございまして、これは小樽市では行っておりませんが、こ

の理由についてお答えください。

（福祉）子育て支援課長

母子自立支援プログラム策定事業について、実施していない理由でございますけれども、先ほど母子自立支援の相談内訳について答弁してございますけれども、この中では半数近くは貸付けにかかわっての相談ということでございますが、そのほか生活一般についての相談がある中で、就労についての相談内容については50件ほどございます。これは求職、転職若しくは資格取得、これらについての相談ということでございますが、現在、私どもの方で取り組んでいる方向といたしましては、本人の希望等を聞いた中で、市福祉部に配置している就労支援指導員の方に話を引き継ぐなど、1回だけではなくて継続的にかかわりを持っていく中で、就職に結びつけるようなケースがございます。

こういった母子自立支援プログラム制度自体が非常に新しい制度で、まだ道内でも実施しているところは平成18年10月段階の調査でございますけれども、札幌市1市というふうな押さえでございますが、今後、道内各市が進めるような状況になりましたら、こういった先進事例なども研究しながら検討してまいりたいというふうには思っております。

秋元委員

母子家庭の母というふうに限ったわけではないですけれども、私が聞いた話では、やはり安定した仕事につきたいという母親だったわけですが、確かに経験が乏しかったり、子供の養育のためになかなか仕事につくのも限られてしまうという話があったわけですが、ぜひ今後も適切な指導で、また少しでも安心な、またゆとりの持てる生活ができるように力を尽くしていただきたいというふうに思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木委員

私の方からは、一般質問にかかわって、それから、先ほど秋元委員がごみ対策のことを質問しましたけれども、観点が違うので、その点が一つ。それから、保健所の方に流行感染症問題についてお伺いします。

教職員の超過勤務について

一般質問で、私は教育現場の現実といわゆる対策ということで質問したのです。それで、1点目は教職員の超過勤務のことで聞きました。教育現場の実情をしっかりとらえて、それで答弁が返ってくるのかというふうに思っていたのですが、こういうふうに答弁がありました。超過勤務の実態については小樽の場合はしっかりとつかんでいないということで、あわせてその解消のためには具体的な方策はどのように考えていますかと、いろいろと実態があることは、超過勤務時間はいろいろな場所であるということも含めて、これからどうするのかというふうに聞きましたら、小樽市においても同様に勤務時間内で効率的な仕事がなされるように指導していきたいと、こういう答弁なのです。

私の方では、現場が抱えているいろいろな仕事というものの現状を踏まえれば、どういう対策を講じなければならないかということへの答弁を求めたのですけれども、勤務時間内で効率的な仕事がされるように指導してまいりたいという受止めが、若干私の質問の趣旨が伝わっていないのが、このところを説明願いたいと思います。

（教育）学校教育課長

教職員の超過勤務につきましては、道教委におきましても縮減等に向けての指針を策定しておりまして、その中では、例えば業務が特定の職員に集中することのないように、協力体制あるいは応援体制の強化に努めるといった業務指導体制の改善など、あるいは業務などの積極的な見直しを図り、業務量の縮減を図るなど公務処理方法の改善といったものが示されておりまして、各校におきましてもこれらを参考にしながら縮減に向けた取組を進めて

いる状況であります。

佐々木委員

そういう部分が経過にないものだから、結果的には勤務時間内で効率的な仕事をするというのは、現場をよく知っていない部分があるのかというふうに思った次第なのです。これは教育論議の部分にも関係しますから、今日ここで結論は出ないと思いますけれども、現場をしっかりとつかんでもらいたいという気持ちが強いものですから、この後のまた総務常任委員会なりで、そのところは詰めていきたいと思います。

それに関連してですけれども、私は冒頭に教職員の職務は多忙化の一途であり、心身ともに疲弊した職員が多いという、こういうことを前出しにしました。昨日の新聞に、これは朝日新聞に載ったのですけれども、その中で、今、小中学校の教員を増やすべきかどうかについては予算案でいろいろとやっています。そういう中であって、8日に渡海文部科学大臣が岡山市財田町を訪れて、現場の実態をつぶさに見た。そうしたら、悲鳴を上げる現場だということがわかった。そして、その中身としては、計画づくりや親の対応や、そしてさまざまないろいろなことがあって、授業以外にも持っている仕事も多いということがわかったということの記事が出ていたのです。その特徴的な部分で私も受け止めているのは、子供の数が減っているのに、どうしてそんなに忙しいのかというようなことでのやりとりがあるのですけれども、理由の一つが授業以外の仕事が多いということです。それは一つに、計画づくりや親の対応などいろいろな問題があるでしょう。

そこで、一つの事例として、よく学力テストの問題などが出てきますけれども、経済協力機構（OECD）が9月にまとめた統計によりますと、勤務時間に占める授業時間以外の割合は日本が7番。OECD各国平均の約1.3倍、スコットランドの約2倍。教員は雑用に追われている、忙しいということ。そういうようなこともあって、やはり現場は音を上げるということからすれば、その解決策としてはやはり現場の定員といいますが、教員の数を増やしていくことが、大事な要素ではないかということで問題提起もしているのです。

そういうこともありますので、これは今日の解決にはなりませんけれども、しっかりと現場の実態をつかんで、やはり働きやすい環境をつくってほしいと、そういう願いを持っているものですから、そういうことで一般質問をさせていただきました。

教材費の保護者負担について

それから、もう一つが保護者負担の関係なのです。本会議でちょっとやりとりさせてもらった部分で、私の方では、いわゆる学校で使う教材を含めて授業に関するもの、それからそれに付随した行動を伴うとか、修学旅行に行くとか、そういうようなことも含めて、実際に学校が徴収している金額を1人当たり直すとどのぐらいかということで実は前振りしたつもりなのです。そういうことで、いろいろな形で保護者負担が多すぎるという質問をして答弁をもらったのですけれども、その中でこういうふうになりました。各学校において特色のある教育活動を進める上からも、使用頻度を考えながら必要最小限度の範囲にとどめ、保護者から費用を負担いただいているところがあります、というのが一つです。今後、学校で備品として使用する教材についても、学校間で相互に融通し合うなどしながら、個人の負担が極力軽減されるということで、私の質問の趣旨が伝わっていなかったのか、この備品に対して保護者に負担を求めているというのは、これは論外だというふうに私は思ったのです。

そういうことで、この備品としての、それから保護者負担がどんな対象に向かっていっているのか。ここで答え方としては、学校教材費というふうにしてかかっているわけですが、その辺のところの質問の趣旨と受け止めがちちょっと食い違っていたものですから、一回整理してお答えいただきたいというふうに思います。

（教育）総務管理課長

委員からの御質問に対して、保護者の負担が大きいという一つのそういった観点から、保護者から負担いただくということに関しましては、基本的に学校の方で必要最低限というか、何でもかんでも高いものを含めて保護者から負担をいただくということではなくて、あくまでもできるだけ保護者の負担を考慮しながら負担していただく

ということで、確かにトータル的な部分で他都市と比較してということだと思えるのですが、私どもとしてはあくまでも保護者からの負担につきましては、やはり学校の中でその辺を工夫しながら、必要最低限といった観点で徴収し、負担していただいているというのが一つです。

それからもう一つ、学校の備品という部分でございますけれども、これにつきましては、例えば小学校で使われるそろばんとか電卓といったものを親に求めるということになりますと、常時それを使うわけではありませんので、やはりそういったものについては、学校で備品的なものとしてそろえて、保護者の負担をできるだけ軽減するといったことも考えられるのではないかとこの観点で、こういった答弁になったものと考えております。

佐々木委員

最初の方の部分では、学校とすれば例えば紙とか日常的に使うもの、そういうような授業に関するものなどいろいろと必要だから求めているわけです。だから、それをいわゆる必要最小限の範囲にとどめて、必要がないものは買うなど、こういうようなことではないのでしょうか。だから、そのところは、そういうところとあわせて、備品の関係に保護者負担を求めているというのは現場にはないわけです。だから、これは一回私の聞き方が悪かったのか、その辺のところについて今日の結論ではないですから、そうはならないように、その意味も含めて現場の実態というものをしっかりと受け止めてもらいたい。これは私もその辺のところは努力していきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それから、一般質問の関係については、この教育問題等については、後日、総務常任委員会がありますから、そこでひとつ議論させていただきたいと思っております。

冬期のごみ対策について

次に、ごみの対策の問題の部分について整理させていただきます。

一つは、先ほども、ごみの対策について、不法投棄の問題やごみ収集の問題点などについては、秋元委員から出ていました。私の方からは、いよいよこの先、冬場に入ってまいります。例年言われることですが、冬場に入ってごみ収集にかかわっての事故が発生するなど、こういうことが起きてまいります。このごみ収集にかかわっては民間に委託し、業務を行っているという部分を聞きますので、それで事故が発生した後、専決処分というような形でこれを処理しているわけですが、一つ聞きたいのはこのごみ収集にかかわっての事故発生件数と、その原因分析、その辺のところをお知らせください。

環境部副参事

事故の発生との関係でございますけれども、平成18年度で申し上げますと4件ほどございました。また、19年度において今回専決処分報告をさせていただいている1件があるということでございます。私どもといたしましては、安全対策に向けて日ごろの朝礼時の訓示、それから文書による通知、これも個人あてということでやってございまして、安全運転の走行につきましては、十分に注意を喚起してきているところでございますが、このたびのようにまた専決処分報告の事例があったということでは、大変申しわけなく思っているところでございます。

佐々木委員

今の答弁はそのとおりだと思いますけれども、気をつけていてもなかなかそういうことなのだと思います。これから冬場に向かいますから、聞きますけれども、冬対策といいますが、この辺についての対策、現状の部分については、先ほども難しいところにごみを集めに行く、ふれあい収集を行うなど、そういう難しさというものもあるということで起きてくるのかどうか、その辺のところを含めてお尋ねします。

環境部副参事

安全走行の関係では、冬場に向けましては、具体的には事前に道路状況を見極めて砂まき、それから早めのチェーン装着、それから急な飛び出しに対応できるように安全な速度での走行、またそれから同乗する者も左側、前方を確認した中で運転手への声かけ、これを励行してもらうという注意を促しているところでございます。

原因の関係でございますけれども、先ほど委員がおっしゃったように、ふれあい収集は戸別訪問という形にはなっておりますけれども、そのふれあい収集班では事故というのは十分注意してございますので、今のところはございません。

佐々木委員

だから、もっと一言で言えば、冬場対策とすれば、今の人員で十分なのかどうか。前にも話が出たけれども、夏場の収集の仕方を、冬場にも小型車を持って、そして収集するというような知恵を出しながら、多少予算はかかりますけれども、そういうような予算措置も含めて安全な収集といたしますか、体制をつくっていかねばならないのではないかと私は思うのです。現状のままで冬場へ向かってということでは、これは収集する方も大変さがたぶん伴うのではないかとということですから、人的な問題や予算の問題など、そういうことも対策の中に入れて安全に収集してくる。そして喜ばれる、そういうようなものにならないかというふうに私は思っているところなのです。総括してください。

環境部副参事

今、委員がおっしゃったように、収集体制の方では、ごみにつきましてはもう平成19年度当初で全部民間委託してございます。資源物につきましては、現在、プラスチック類の収集で2台直営での対応をしてございまして、これ以外のプラスチック類、それから缶、瓶、紙類、これはもう既に民間委託をしてございます。そういう中では、市の直営体制の方は人員のことも十分見極めながら、安全運転の関係に向けまして体制は強めていきたいと思っております。

環境部次長

追加で申し上げたいと思うのですけれども、冬期対策という中で、人員体制ということの御質問かと思うのですけれども、その件につきましては直営の班もやっておりますけれども、特に冬期困難地域につきましては通常の夏の委託とは別に、別途そのチームを編成するという形での民間委託体制というのをとっておりますので、当然それも経費がかかるのですけれども、そういう形で増員体制をとっております。

佐々木委員

わかりました。次に移します。

資源物収集体制について

それで、資源物収集の件でお聞きいたします。

資源物収集の実態ということと今後の課題ということでお聞きします。資源物収集を始めて年数がたちました。方法もいろいろと体制もつくりました。現在、分別を含めての収集量の実態、昨年同期と比べての量的な問題、それから分別の内容を含めて現状はどうなっているか実績をお示してください。

（環境）廃棄物対策課長

本年10月までの資源物収集量の実績が出てございますので、それに基づいて答弁させていただきます。

現在、缶、瓶、蛍光管等は缶等の日に一括収集してございまして、これらは10月までの収集実績は962トンで、昨年同月までの比較でいきますと99パーセントとなります。それから、新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装などの紙類は紙類の日に一括収集してございますが、これらは10月までの実績は2,370トンで、昨年同月比較では98パーセントとなります。ペットボトル、プラスチック製容器包装はプラスチック類の日ということで収集してございますが、これらは1,223トン、昨年同月比較で97パーセントとなります。資源物全体の収集量といたしましては4,555トンで、昨年度比97.8パーセントという実態でございます。

佐々木委員

そうすると、そこまでの段階では昨年度並みということで押さえますか。

あわせて聞きます。今度は角度を変えます。まず、経費の問題をちょっとどうかと思ったのですけれども、具体

的に単価と台数の関係、その辺のところについて実績をお示しいただけますか。

（環境）管理課長

資源物収集体制の部分ですけれども、平成18年度と19年度ということで違いを含めて説明いたします。

今、収集量の方で申しましたとおり、資源物の場合は缶と紙類、プラスチック類と大きく三つの項目で収集しておりますけれども、収集体制もそれぞれこの三つで組んでおりまして、台数で言いますと、これは曜日で走っている台数が違っているものですから、週の中で1日平均ということで表現させていただきますので、小数点以下の数字が出ますけれども、缶等につきましては18年度が2.5台、19年度で3.15台、紙類につきましては18年度、19年度ともに3.65台、プラ類につきましては18年度、19年度ともに5台、そういう体制で収集しております。

それと委託の単価の部分ですけれども、これは18年度、19年度、単価同額で契約させていただいております。ただ、それぞれ今の三つの項目で使用している車両、例えばパッカー車を使ったり、平ボディ車を使ったりということで、こちらで指定している車両の種類が違います。それと、それぞれの項目によりましてごみの重さといいますが、それぞれ違いがございまして、収集時の労働過重も違いますので、それぞれ三つの項目で単価設定しております。缶等につきましては1日1台4万1,000円、紙類につきましては4万5,000円、プラスチック類につきましては5万円ということで契約しております。

佐々木委員

そこで、平成18年度、19年度でちょっと違いがあります。違いの理由というのは何ですか。

（環境）管理課長

違っている部分と申しますと、缶等の収集台数が、平成18年度は2.5台だったものが3.15台に増えております。この理由なのですけれども、御承知のように19年4月からリサイクルプラザがオープンしております。それまで缶等につきましては天神にございましたリサイクルセンター、それとちょっとリサイクルセンターで処理しきれない量が搬入されていまして、一部は民間事業者処理を委託してございましたけれども、それも奥沢にある民間処理業者ということで、いずれにしましても市のどちらかというところにある施設に運んでいたものが、それが19年4月から桃内のリサイクルプラザの方に運んだということで、収集先から処理施設までの搬送距離、これが大きく伸びるということで、缶等については増やさせていただきました。

ただ、同様にプラスチック類ももともと民間事業者処理を委託してございましたので、それが桃内のリサイクルプラザの方に搬送されます。ただ、プラスチック類の民間事業者の処理先の所在地が、どちらかというところ朝里や銭函といった、小樽市内の東側に位置してございまして、それが逆に今度西側の桃内の方に移行されたということで、ところによっては短くなったり長くなったりするのですけれども、小樽市内トータルで見るときには搬送距離は大きく変わらないというようなことで、プラスチック類につきましては特に台数を変えず、そのままの台数で19年度も実施しているという状況でございます。

佐々木委員

最後にこの問題で、環境部の方に、まずこの資源物回収の問題は、今後いろいろな課題が出てくるのかというふうにも思っておりますので、現在の評価と、それから課題ということでまとめてお答え願います。

環境部次長

評価といいますか、平成17年度に有料化したということの中で、有料化前に比べて10倍ほどリサイクル資源物が増えたということでございまして、今まではごみの中に、例えば可燃物に50パーセント近くの資源になるものが含まれていたというものが資源物に回りましたので、そういう意味でそういうものを焼却しなくてもいい。そういう部分ではかなり改善されていい傾向だろうと思っております。

ただ、資源物を集めるということは、結局経費がかかるのです。これは製造者責任というのですか、国の問題になるのですが、市町村がこれからあまり金のかからないように、国の方で何とかリサイクルにしても、資源物とは

いえ、また集めなければならぬものですから、何とかそのあたりを市町村が金のかからないような方策を国も含めて検討していきたいと、市町村が検討しても、なかなかそういう面になりませんけれども、それが課題なのかと思っております。

佐々木委員

同じ共通認識に立ちたいというふうに思います。

流行感染症対応について

これで、最後になりますが、流行感染症の対応についてまとめてちょっとお聞きしますが、一つはノロウイルスの関係です。昨日、全道の発症件数の実数といいますか、それが知らされたのです。77件ということで、各保健所から、室蘭市とかいろいろ上がってきている報告の中に小樽市が入っていないのです。実際に小樽市ではノロウイルスがなかったのかということで考えるのですけれども、この道の保健所の発表の仕方にいろいろと違いがあるのか、その辺のところを教えてください。

（保健所）健康増進課長

発表の仕方につきましては、小樽市も北海道も同じなのですが、サーベイランスという調査方法をとっております。その中で小樽市におきましては、市内の小児科 4 医療機関について報告しております。ここについての発生数がなかったということで、小樽市内に発生がなかったということではありません。

佐々木委員

集約の仕方の問題ではなくて、そういう仕方にあるのだということですね。現に小樽の場合で言えば、発症した事例がありますね。実態はどうなっているのですか。

（保健所）山谷主幹

小樽市内における実際の発生の状況でございますが、これまでに市内保育所で 3 か所、それから高齢者施設で 3 か所、それから医療機関において 2 か所、合計 8 件の集団発生の報告があります。

集団発生の定義でございますが、一つの施設で大体 1 週間ぐらいの期間に、胃腸炎症状を発症している方が 10 人以上出た場合に、集団発生としてとらえるというふうになっております。そういった施設が、これまで 8 件ございまして、内訳は先ほど申しましたようになっております。

佐々木委員

それで、それにおける対策といいますか、その辺はどうなっていますか。

（保健所）山谷主幹

こういった施設に対しましては、施設の方に伺いまして、実際に消毒の方法ですとか、そういった指導も行います。それから、その発生した事例につきましては、報道発表などをいたしまして、市民の方々に注意を促しております。また、保健所のホームページですとか、保健所とさまざまな施設との情報の交換ということで、ネットワークをつくっているのですけれども、そうした場でも情報を流したり、それから施設には直接ファクスなどを通して発生状況や、注意事項などについて情報を流すこともございます。

佐々木委員

このノロウイルスの関係で言えば、これから冬場に向かってピークを迎えていくのか、それとも下がっていくのか、どう分析していますか。それに対してどう対処していますか。

（保健所）山谷主幹

今後の動向については、昨年と比べますと、発生件数が少ない状況でございます。それから全道的に見ましても、発生件数、それから有症者の数も少ない状況でございますので、どのように今後推移していくかについては、ちょっとまだその先は状況を見ていかなければ、はっきりとわからないのですけれども、対策につきましては、そういった発生状況を見ながら、昨年なども大変流行いたしましたので、講習会を開催したりということで、状況に応じ

たそういった説明会なども行っておりますので、今後の動向を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

佐々木委員

それでは、流行の兆しの問題は今後の動向ということで、それで流行真っ盛りのインフルエンザについて聞かせてください。保健所として、いわゆるこの流行、インフルエンザについてどういうふうの実態を把握していますか。

（保健所）山谷主幹

まず、感染性の疾患の流行状況の把握と、それに対します迅速な対応を行うということを目的にしまして、感染症法に基づきまして、感染症サーベイランス事業を行っております。これは流行性の疾患について毎週決められた医療機関から発生状況について報告をいただいているのですが、インフルエンザの発生状況につきましては、11月19日から25日の週で、7か所の病院から情報をいただいておりますけれども、その間の情報で発生件数が294件ということで、1医療機関当たり30を超えるようになってまいりました。その前から比べると、5倍近いかなりの増加になっておりまして、発生状況としてはそのようになっております。それから、学校における学級閉鎖等でございますが、小学校を中心に増えておりまして、今週に入りまして、新たに小学校では4校の学級閉鎖、それから中学校では1校の学級閉鎖が出ております。また、市内の幼稚園につきましては、これまでの間で5か所ほど閉園と申しますが、そういった措置をとっているところもございます。

佐々木委員

これについては対策と申しますか、保健所としてできる仕事というのは、啓もう、予防に努めるということだと思うのですが、今回の場合のこの流行性感冒についての、今後の動向と申しますか、この辺のところはどういうふうに考えて、それに対する対策というのはどう考えていますか。

（保健所）山谷主幹

まず、今後の動向についてですけれども、直近の12月3日から9日についての医療機関からの報告によりまして、報告数は227件ということで、報告件数は下がってきております。それから、独自に保育所や幼稚園などから熱のある子供やインフルエンザによる欠席の子供の情報などを収集しておりますが、その中でも横ばいが減少傾向にございます。そういうことで、その対策といたしましては、日ごろから行っておりますけれども、さまざまな機関からの情報収集と、それから予防に関する啓発、これにつきましては各施設へのファクスなどを通じた情報提供や、保健所の車両で放送を流しているのですが、そういった放送、それから保健所では、平成18年1月からインフルエンザホットラインというものを開設しておりますので、その中で最新の情報をその都度更新して流している状況でございますので、こういったような対策を講じていきたいというふうに思っております。

佐々木委員

市庁舎内でもマスクをしている方がいますけれども、学校現場であれば、いわゆるインフルエンザが出たら休んでもらって、まん延しないように対策を講じるというようなことをやります。一般のところでは、その辺のところは庁内で休むというわけにもいかない部分もあるかもしれないけれども、啓もうの部分というのは、その辺のことはわかりました。実際にいわゆる庁内なり、そしてほかの施設のところで起きた場合については、どういう指導をするかということを知りたいのです。その辺のところは予防の啓発という措置をやっていますけれども、やはりその辺のところも含めて、かかったら、一時的に休業してもらおうとか、そういうようなことでの対策も、指導も必要ではないかというふうに思った次第です。

それから、最後になります。いわゆる新型インフルエンザ、鳥インフルエンザが人から人にうつることによって、これは鳥インフルエンザではなくて新型インフルエンザというふうに押さえるのだと私も学習したのですが、現に中国の方で、もう人から人にうつった、そういうような情報が流れてきました。もしかこれが事実であってまん延すれば大変なことになるというふうなことを知らされていたのですが、このいわゆる新型インフル

エンザの発生状況について情報をつかんでいれば教えてください。また、その対策はどうするのですか。

（保健所）山谷主幹

新型インフルエンザにつきましては、保健所の中では医師を中心としまして、国内外におけるさまざまな関係機関がございますので、そういったところや、あるいは報道などを通じて随時情報を把握しております。今週初め、中国で人から人への感染が疑われるといった報道がございましたけれども、この件については中国政府は否定的な見解を出しているところです。保健所といたしましては、新型インフルエンザの対策に関する行動計画を策定しておりますので、この人から人への感染が起きた場合の迅速な対応について、現在、役割分担の確認ですとか、体制の整備、それから関係機関との連携など、こういったことに関して取り組んでいるところでございます。

佐々木委員

そうすると今の判断では、情報収集では人から人にうつったという正確な情報はないということで、押さえていいのですか。

保健所長

今日、パキスタンで 2 人出ています。インドネシアで今週 2 人出ています。人から人への感染の疑いというのは、専門家によっては、それを疑っている人もいます。ただ、公式情報ではまだ見えないですけれども、非常に鶏の間での感染の広がり、人でも発病が非常に増えています。けれども、ちょっとわかりません。今の時点では全くわかりません。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 16 分

再開 午後 3 時 40 分

委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

平成会。

吹田委員

過誤請求について

まず、一般質問の中で、後期高齢者医療制度のことをお聞きしたのですけれども、私は後期高齢者医療も含めて、医療費の適正な請求ということがすごく大事であると考えていまして、そういう中で後期高齢者医療については北海道後期高齢者医療広域連合という新しい組織をつくって、その中で医療費の支払業務を行うという説明をされましたけれども、そこについてはちょっと直接的には入れませんので、小樽市の中で、例えばそういうチェックをしたり、又は実際に逆に請求する立場に立つというのは、部署があるわけですね。それで国民健康保険については、こちらの方でそういう医療にかかわっての支払事務が行われているということで、そちらの方で、レセプト点検の業務がされていると思うのですけれども、この中で私はまず請求の過誤という立場でいって、そういう中で年間にどの程度そういうものを指摘して更正したのか、調定したのかということにつきましてお聞きいたします。

（市民）保険年金課長

国民健康保険のレセプト点検の関係なのですが、当然ながら国民健康保険としましては、医療機関からのレセプトを点検する、そして適正に支払う、これが事務でございます。ただ、流れる的には、その点検、支払の事務につきましては、都道府県単位で構成しております国民健康保険連合会、そちらに審査支払事務を委託しております。そ

こで 1 次審査をするというような形になってございまして、それで審査を終わったレセプトが私どもの方に回送されてまいります。その件数につきましては、大体年間の部分ですと、平成 18 年度の部分を見ますと、一般被保険者と退職被保険者、この国民健康保険の給付費にかかわる部分なのですが、そのこの部分につきましては 59 万 7,600 件ほどございます。それで、私どもの方の嘱託職員なり、正職員でそのレセプト点検の業務を行っております、資格点検といいますが、例えば本当にその人が国民健康保険の資格があるのか。例えば小樽から余市に出ていってしまえば、もう小樽の国民健康保険ではない。ただ、滞納などの関係がありますので、小樽市の国民健康保険を使うケースなどがございます。そのような部分を審査する資格点検、そして例えば請求内容の、本来はその療養によっては 1 回しか検査できない部分を 2 回したですとか、そのような部分の請求内容の点検をしております、上段言いました資格点検につきましては 2,350 件、そして審査内容請求につきましては 5,780 件、合計 8,130 件、18 年度の実績ではそのような形の点検で過誤が見つかったというような状況でございます。

吹田委員

この関係で、実際にこの過誤の部分で、金額的にどの程度が該当するのですか。

（市民）保険年金課長

金額につきましては、平成 18 年度で申しますと、資格点検の部分が 2,350 件で 4,616 万円ほど、そして請求内容点検が 5,780 件で 2,355 万円ほど、そのような過誤調整の金額でございます。

吹田委員

話を聞きますと、こういう約 60 万件の請求があって、そのうち過誤請求は資格点検も含めて 8,100 件ほどの形になるのですけれども、率的には本当に非常に小さな 1 パーセントにも満たないような数字でございしますが、この程度かと、若干不満な部分もあるのですが、こういう形でされているのだということなのですね。

それでは、ちょっと方向を変えまして、今、小樽の公立病院として、市立小樽病院と第二病院がありますけれども、こちらの方では請求側として対応しているのです。いわゆる医療機関からの診療報酬の請求という点なのですが、小樽市の場合は、そんな間違いで過大に請求することはないと思うのですけれども、その中で過誤を指摘されることもあるのですけれども、こういうものにつきまして件数や金額はあるでしょうか。

（樽病）医事課長

まず、小樽病院から答弁します。レセプト請求は国民健康保険連合会と支払基金に請求しております。当然不正な請求はしてございません。ただ、査定といしまして、例えば抗生剤等は 2 週間以上使ったらだめだとか、注射する場合も基準がございまして、病院側といたしましては、要するに 2 週間でやめたら患者はどうなるのだという部分もございまして、それは医師の判断によって抗生剤なり薬なりを投与しております。そういうもろもろの査定された件数が平成 18 年度におきましては 2,844 件、金額にいたしまして 1,742 万 3,000 円程度でございます。全請求額から見た査定率というのが 0.41 パーセントとなっております。

ただ、ここの部分で、医師のコメントを書いたり、再審査を請求している部分もございまして、それでまた復活するという部分もございまして、おおむねはこの程度の金額があったということです。それで、一番多いのがやはり注射、薬、それから検査の回数が過剰だということで査定されているのが主な内容でございます。

（二病）事務局次長

第二病院につきましては、件数が 1,173 件、査定額が 889 万円、率にしますと 0.3 パーセントとなっております。

吹田委員

これに関して、一応保険診療にならないということが起きた場合に、これは窓口で何割かの負担をいただくということになっているわけですが、これについて実際は、いわゆる診療報酬として保険者の側で点数を認めないと、万が一になった場合は、医療を受けた方がその窓口で払います、その日に。そういうものは、これは実際には後で何か対応するのですか。それともそれは終わっていることになりませんか。

（樽病）医事課長

たしか昨年だと思うのですけれども、1万円以上がそういう査定をされた部分につきまして、国民健康保険なり我々が入っている共済会とか社会保険の方から、個人あてにこういう形で査定されて、医療費が違いますという文書がたぶん行っています。それで、それにつきましては病院の窓口で相談してくださいということで、お金を返す、返さないというのはその文書には記載されていないと思うのですけれども、たしか相談されていますが、社会保険がそういう連絡を怠っていて、今年の春でしたか、一遍に過去にちょっとさかのぼってそういう査定があった方に通知しております。それで、小樽病院にも何件かそのような方が来まして、我々の診療行為自体は間違っていないのだけれども、こういう形で基準があって査定されたという内容を話して、1万円を超えた方については話をし、理解をいただいて、理解していただいてもやはり返していただきたいということで返納しております。

吹田委員

これにつきましては、受診した方々も含めてそういういろいろな問題が絡んでいると思います。これは、一応過誤という言い方になっていますが、言葉の使い方としては非常に難しいところです。ただ、こういうものは、公立病院が不正請求するというのは考えられない、また市町村が実際にやることはないと思います。道内の、そういうところの例えば国民健康保険についても、全体の診療の金額が、1人当たり単価が非常に高いということなど、いろいろなことがあります。そういうものについて、後期高齢者の関係の医療保険制度を新たにつくったことは、私にすれば財布がまた増えたというだけで、全体の金額が減って、そして支払うところが増えたというのならいいのですけれども、財布が増えただけのような感じになってしまうと問題があると思われまます。そういうものにつきまして、きちんとした対応をしていただきたい、私はこう考えまして、今回、こういったレセプト点検についてはどのような形になっているのかということを知りたい、その実態を把握したいと思っていますので、よろしく願います。

少子化対策について

続きまして、私の4項目の中では、少子化対策ということで、さまざまなことを行政で考えて進めている。これは少子化というのは、生まれてからそれを支えるという感じの、さまざまなことがいろいろと行われている部分があるのですけれども、私はやはり産まれなければ人口というのは増えることはないと思うのです。それで、産んでいただく、そういうことについて一生懸命かかわってやらなければだめだろうという考え方をしております。その中で、まず女性がさまざまな環境の中で命を授かるということが行われていまして、そういう中で、いろいろな事情でしょっちゅう小樽市議会で取り上げる人がいるのですけれども、墮胎という問題がありますが、これにつきまして実際の件数的なものについてお聞きします。

（保健所）健康増進課長

保健所の方では母体保護法という法律上の届出を受け付けておりますので、それについて報告いたします。

人工妊娠中絶届出数といたしまして、平成14年度564件、15年度523件、16年度469件、17年度444件、18年度388件と、最近では減少傾向となっております。

吹田委員

今、小樽市の出生数が700人前後という感じでございますけれども、そういう面では授けられた命が、積算されないという状況が続いていると思います。そういう中で、例えば今子供を自分で育てるのが難しいという状況になっている場合は、里親制度というものがあるのですけれども、これについて小樽市内で、その制度の中で里親として希望されている方、実際に里親をされている方の人数はどのくらいですか。

（福祉）子育て支援課長

小樽市内の里親の登録数についてということですが、掌握は北海道の方でしておりますけれども、平成19年3月末現在で10組の方が登録されているという状況です。

吹田委員

今、実際に里親として子供を預かっているケースは何件ありますか。

（福祉）子育て支援課長

10組のうち、実際に子供を預かっている里親は3件と聞いております。児童数については不明です。

吹田委員

これにつきましては、里親というのはあくまでも実質的に親子関係をつくって、戸籍上のものということではないのですけれども、小樽市内で基本的に子供を養子縁組という形で戸籍に入られている方もいると思います。この辺につきましては、現在、どのような数字的なものがあるのか。年数的に何年間の中で、そういう形で親子関係になっている方々がいるのか、この辺はいかがでしょうか。

（市民）戸籍住民課長

養子縁組についての本市の届出状況ですが、戸籍法の事務取扱準則に基づきまして統計をとっております。本市の養子縁組の届出でございますが、平成14年度156件、15年度で200件、それから16年度で177件、17年度で187件、18年度で131件、ここ2年ほどの状況では減少傾向といった状況でございます。

吹田委員

この養子縁組というのは基本的にはこういった形になっているのでしょうか。例えば再婚して母子世帯の方がなると、恐らく夫の方の関係で、そちらへ入るといったことがあると思うのですけれども、これはこういったケースがあるのでしょうか。

（市民）戸籍住民課長

養子縁組の届出は戸籍の窓口で行っております。その中でつまびらかな事情等々についてそこで把握するのは当然難しいわけですが、届け書等の実務取扱ケース、そういった研修の中から考えられるケースとしては、ただいま委員がおっしゃったような、そういうケースを含めて、子供の両親が、その子供の子を養子にする場合ですとか、それから未婚の子供を親が養子にする場合や、再婚した際に再婚者に子がいて、配偶者と養子縁組する場合、それから施設の子供を養育をするといったことで養育の親が養子にするなど、そういったさまざまなケースが考えられるということで実務研修をしております。

吹田委員

出産支援について

それで、私は小樽市の出生数というのは500人ぐらいになるであろうということを予測をして、自分で勝手に予測しているのですけれども、そうすると、小樽市内で大変な人数が、下手をしますと、何か生まれる人数と、これだけの命を授かっているながら消えていくのが同じくらいというのは異常でございます。ただ全国的には、今、年間のこういう中絶される方々が四、五十万人と言われております。だから、そう考えたら小樽市はすごく高いと思います。今、出生数が120万人ぐらいであると思いますから、そういう面ではちょっと異常な部分かと思うのです。私は、それが異常か正常か判断しようもないのですけれども。

そういう中で、私は授かった命を次にどうするかという問題で、私はやはり行政の皆さんもそういうところをしっかりとかかわっていただくのが大事であると思います。そういうのには、やはりさまざまな要因の中で子供を育てられないからということで、こういう形になると思いますので、私はそういう面では、今回は、ここに出席されているのは総務・厚生両常任委員会所管の理事者ということでございますけれども、この中で、今こういう問題にかかわって、皆さん方の各部署の中で何を、私どもとしてこのことを考えて、こういうふうに対応していますということがありましたら、お聞きしたいと思います。まず、保健所の方で、こういうことにつきまして、今、実際にどういう形の取組をしているのかということについては、いかがでしょうか。

（保健所）健康増進課長

今、委員がおっしゃっているように、妊娠しますと女性は生活の変化に直面いたしまして、来るべき出産や育児について心理的適応の準備を始めることになることと思います。そこにはやはりさまざまなニーズが生じ、これらにこたえるために、保健所といたしましてもサポートの内容、質などを考えていき、現在は健康相談窓口などにおきまして、心理面又は精神面などについていろいろと相談を受けているところでありますが、残念ながら、今のところそういったような相談は実際には来ていないところであります。

吹田委員

今、子供を産もうという方々については、恐らくそういう形で届けもありますし、さまざまな形でかわる人もあるのではないかと思います。私は、この産もうと判断するために必要だと思って考えているのですけれども、その辺のところは非常に微妙なものがあります。

それで続きまして、子育て支援課というのは、そもそも生まれてからのことだと思うのですけれども、子育て支援課では、こういう問題も含めてどういう取組をしているのでしょうか。

（福祉）子育て支援課長

妊娠に際して出産するかしないかという悩みになるうかと思えますけれども、母子自立支援員などがそういった相談事も受けているというふうに思っております。具体的な数字はちょっと出ていないのですけれども、妊娠して産むか産まないかというあたりを、経済的な部分での相談ということになるかと思えます。子育て支援課としては、入院して出産することができないという方の部分で助産制度の申請の受付窓口になっておりまして、このことについてはこういった相談があれば活用する状況になっています。

吹田委員

恐らく特に若い世代の方々が、こういう形で妊娠した場合、経済的な問題というのが非常に大きな問題になると考えていまして、こういう中では当然正確なものがないといけないのですけれども、生活保護の関係かと思うのですけれども、生活保護の方の関係部署では、こういう形の問題で、相談的なものが持ち込まれることが今までにありましたか。

福祉部長

生活保護受給者におきましても、やはりそういった出産という部分もございますので、ですからそういった出産に対して必要なお金の支援というのは、生活保護費の中で考えていかなければなりません。当然そういうケースも出てまいりますので、安心して健康に子供を出産できる、そういう支援は通常の業務の中でもあり得るというふうに思っております。

吹田委員

これは実際に保護世帯での出産ということで、やはり生活保護を受けていない家庭の中で、そんなに計画的ではなかったものの、何かこういう形で突然命を授かったという方がいますから、そういうところに相談ができた中で、やはり生活のサポートをするようなことが絶対なければ、実際に次の世代には続かないと私は考えていまして、そういう面ではそういうことは非常に大事かと思っています。

今、支援の関係や、それから母子の健康も含めた部分、それから生活の部分について、こういう形で話を聞いたのですけれども、このあたりにつきまして、私はやはり一般の方々、特にそういう若年者の方々が絶対的に今こういった形で子供を産まない形になっているということではないと思うのですけれども、いつでも気軽に大変産めそうにないのだけれども、何とか自分で産んで育てられるとか何かそういうふうなことはないだろうかということも含めて、そういう方々の総合的な相談窓口が私は必要と考えています。

今のところは各部署に分かれていますけれども、やはりそういう部分のところが必要だと考えるのです。その辺につきまして、小樽市の場合は、現在、どこに最初に行けばそういうものについて対応できるのでしょうか。この

辺はどうですか。

福祉部長

子供の出産ということですが、これは出産に際しているいろいろな悩みや相談がある。それは保健所の方でも、そういう出産に際してのいろいろな相談があれば応じています。一方、福祉部におきましても、生活保護の問題もあります。それと、子育て支援課における母子の生活支援という部分があります。

ですから、現在の組織、仕組みとしては、いろいろな窓口があって、それは当然それでいいと思うのですが、やはりそのケースによっていろいろな支援が必要だということで、相互に連携することも多々あるわけなのです。ですから、窓口を一つにするということではなくて、現在のそういった連携の下に、母子の安全な出産ということで支援をしていくわけですので、そういう中でそれぞれの窓口の役割と、そして今後もそれらの必要な連携というのも十分果たしながら、これから市内のそういった母親の出産という面で考えられる支援を行っていかねばならないと、そういうふうを考えています。

吹田委員

そういう面では、私はもっと少子化対策というのがあれば、やはり子供を産もうという感じのことを考える場合、全面的にバックアップするといったような、そういう大きな物の言い方で動きますということが絶対必要だと思っているのです。そうでない限りは、とても無理だと私は思うのです。こういうものにつきまして、さらなるそういうことについて将来検討をいただきたいです。ただ言えることは、今のようどこに持ち込んでもいいようになっているけれども、問題を抱えている方が、いわゆるたまたま産むのをためらっている原因について解消できるためには、やはり非常に行きやすい、相談しやすいという、そういうものをつくらないとどうしてもだめだと考えています。その中でぜひそういうことをさらに検討していただいて進めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

福祉灯油について

続きまして、福祉灯油のことで先日質問させていただきました。昨日も非常にいい話が予算特別委員会の中でもされてきました。それは非常によかったと思っております。その中で、市の方からお話いただいた部分で、以前に実施していた福祉灯油の関係につきまして、例えば対象者が一定の条件があって、母子家庭とか老人世帯、それから独居老人世帯、又は重度障害者世帯が対象になっていたのかということなのですが、このあたりにつきまして、どの程度の所得のあった方々が対象になっていたのか、これはいかがでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

母子世帯につきましては、児童扶養手当の受給世帯及び遺族基礎年金の受給世帯という条件になってございます。それから、老人世帯につきましては、家庭奉仕員無料派遣等の老人世帯というふうになってございます。それから、重度身体障害者である世帯主が国民年金法による障害福祉年金を受給している世帯、それと75歳以上の独居老人世帯という形になっていたということでございます。

吹田委員

それで、計算してみたのですが、1,749世帯が対象になりました。それで、市の単独事業で300万円程度だというような話がございました。割り返しましたら、1世帯当たり2,000円もないのです。これは、本当に2,000円以内で払っているものなのですか。それを確認したいと思います。

（福祉）地域福祉課長

当時の詳しい資料とありますが、書類の保存年限が過ぎている関係で、そういう配布物が手元がないものですが、この中で残っている資料などを探した中で、当時18リットル当たり70円の助成で35缶分ということで、2,450円という数字が残ってございます。当時は利用券を発行していたようございまして、そうしますと交付の対象世帯ということで1,749世帯なのですが、その方々に利用券を交付しまして、実際にそれを全員が利用されるか、

全枚数を利用されるかどうかという、そうでもない部分がありますので、その2,450円を全て使われたかという、そうでもなかったと思います。

吹田委員

また、小樽市の場合はこの福祉灯油の後、ふれあい見舞金という言い方をされたと思うのですけれども、ふれあい見舞金というのは、そもそも市の本来の事業ではないと思うのですけれども、これは私の見方が違うのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

ふれあい見舞金につきましては、当時福祉灯油の助成といいますか利用券を交付していたという流れの中で、灯油価格が低落安定してきたという社会情勢を考えて、福祉灯油の制度を廃止しました。それにかわってふれあい見舞金という新たな制度を立ち上げたというふうに認識しております。ただ、その場合の財源といたしまして、ふれあい見舞金につきましては、市から出す部分と共同募金会といいますか、社会福祉協議会を通してという形になるかと思うのですけれども、そちらから出していただくお金とあわせて、ふれあい見舞金という形で実施しているということで、市の事業かどうかといいますと、市は市で予算は組んでおりますけれども、共同募金のお金、他の部分のお金も一緒に交付しているという、共同事業という形だということに認識しています。

吹田委員

この関係ですけれども、私はなるべく低所得者の方々に、予算的な部分もありますけれども、できましたら公平に少しでもバックアップしてあげたいと考えております。ぜひ今、国の制度の中では進めるということをはっきり言いましたので、私は北海道の福祉灯油という問題もありますから、そういう面も勘案しながら、なるべく市民のためにそういう制度をつくっていただいて、そしてなるべく早い時期にやっていただきたいと考えておりますので、ぜひそのところもよろしく願いまして、私の質問を終わります。

委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

中島委員

後期高齢者医療制度について

代表質問で後期高齢者医療について取り上げておりますが、その問題に関連して質問します。

最初に周知徹底の問題なのですけれども、現在までに 8 回の出前講座で280人に実施したということで、実際に周知については十分ではないと、こういうふうにお答えいただいています。これからの取組が大事だと思うのですが、答弁では国や後期高齢者医療広域連合などにより新聞やテレビ、ポスター、リーフレットなどで周知が図られるものと思いますと、こういうことで、今日も後期高齢者医療制度の北海道のリーフレットをいただいておりますが、極めて傍観者的に、周知徹底が図られると思いますというふうにお答えになっていたと思います。今回、補正予算で後期高齢者医療制度の施行準備事業費として280万円が計上されておりますが、この内容についてお知らせください。

（福祉）渡邊主幹

今回、後期高齢者医療制度の施行準備事業費としまして、補正予算で280万円の経費を見ております。その中身を簡単に報告いたします。基本的に3月までに実施しなければならない各種の業務事業に要する経費ということになります。

初めに、需用費として97万7,000円、そのうち消耗品費として65万9,000円。先ほどお話がありました制度周知用のパンフレットの購入が1万部、同様にポスターの購入が160部、それから出前講座で使うパンフレットの購入が700部、そのほかに事務用の消耗品関係を合わせまして65万9,000円になっております。

次に、同じ需用費の印刷製本費でありますけれども、特別徴収をする予定の方は 4 月から始まります。それで、3 月中に特別徴収額の決定通知書を郵送しなければならないために、その印刷費として受給対象者 2 万 1,000 人のうち特別徴収が約 85 パーセントと見まして 1 万 8,000 通、次に未申告者に対する簡易申告書の印刷 3,000 枚、合わせまして 31 万 8,000 円。

次に、役務費といたしまして通信運搬費ですけれども、未申告者に対する簡易申告書の郵送が 3,000 通、障害認定者に対する通知書の郵送が 1,500 通、当初の保険証、3 月中旬過ぎかと思えますけれども、この郵送が 2 万 1,000 通、通信運搬費はそれで 140 万 3,000 円です。

最後に委託料としまして、保険証を北海道後期高齢者医療広域連合で印刷するわけですが、これに保険証のほかに減額認定証、特定疾病受給証あるいはリーフレット、こういったものを一括して封入、封かんしていただく業務の委託料として 2 万 1,000 通で 42 万円、合計で 280 万円というふうになっております。

中島委員

今の答弁を聞きましたら、制度周知のためのパンフレット 1 万部も入っているのですが、2 万 1,000 人のうち特別徴収の方 1 万 8,000 人に対して保険料を通知するというのですけれども、これは封書なのでしょうか、それともはがきなのでしょうか。

（福祉）渡邊主幹

先ほど答弁しましたとおり、保険証のほかにリーフレット、受給認定証、その他を入れますので、窓あき封筒で郵送する予定です。

中島委員

そうなればこの 1 万 8,000 人の方々には制度の具体的な通知が行くということになりますから、大分改善するのではないかと思います。今までの話を聞いていましたら、やはりなかなか話が伝わっていないというのを実感しております。この間、出前講座もされていますし、それから連合町会の集まりでも説明したという話を聞いています。しかし、この間、私たちが聞いているときには、年金から引くなんて聞いていないとか、一部見直しをするということを知っていて、制度全部をいったんやめるのだと思っていただけとか、75 歳、75 歳と言うので 75 歳の人だけの話だと思ったとか、市民の中では正確な情報としてはまだまだで、大変な状況だということを実感しています。

それで、ぜひ地域ごとでの説明会を、依頼を受けてやるのではなくて、市の方の制度周知計画としてやるべきだと思うのです。病院の場合にも、市民との話し合いが 6 か所ですべて 280 人に対して実際に行われました。そういう形で地域ごとに行く、あるいは連合町会ごとに行くなどの方法をぜひ検討すべきだと思うのですけれども、これについてはいかがですか。

福祉部長

先日 153 町会長の定例連絡会議がありまして、そのときにも制度の内容を説明したという部分がございます。そもそもこの後期高齢者医療制度、やはり問題は、私たちもそうですし、北海道後期高齢者医療広域連合もこれまでなかなか思いきった動きができなかったのも事実です。やはりその第一は、国のいわゆる政省令、そういったものがなかなか出てこないということで、この保険料率についても 11 月 22 日の北海道後期高齢者医療広域連合の定例会でようやく決めたということで、肝心のお知らせしたいことがなかなか決まらないという、私たちもいろいろなかじさがあったのです。ですから、制度の内容を説明するというのも、75 歳以上ですとか決まりきったことだけで、肝心かなめのことをなかなか言えないということで、そういう問題はやはり北海道後期高齢者医療広域連合もそうですし、私どももいろいろあったということも事実です。

そういったこともあります。もう間近に迫ってまいりましたので、やはり積極的にとにかくくまなく教えていかなければならない。ということで、先日も 153 町会長との会議で、この保険料のことについても詳しく説明させていただきました。そして、市長から、皆さんからも、ぜひ聞きたいという町会もあるので、ぜひどんどん声を上げて

いただきたいということで、恐らく町会は、これから年末を迎えてちょっといろいろ取組が難しい部分もありますけれども、これで年末年始が終わると、町会の方々から一斉に私たちに声がかかっておりますので、そういうことも含めて、町会の皆さんから声がかからなければこちらの方からぜひ行きたいということで声はかけていきますので、そういった中で、やはり私どもが勝手にスケジュールを決めてやるよりも、やはり互いの打合わせに基づいて、そして日程を決めていくということが大変効果的であると思っておりますので、ぜひそういう形で153町会に臨んでいきたい。そういうことから、私たちは待ちの姿勢ではなくて、積極的に説明していきたい。

それと、町会だけでなく、高齢者の施設もありますし、介護の施設もありますし、こういったところもくまなく私たちはPRに回っていきたいというふうに考えていますので、この3月、4月のスタートに合わせまして、これから今までの遅れをばん回するという気持ちでPRしていきたい、そういうふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

中島委員

ぜひそういうふうにして、知らなかったという市民がいらないような状況をぜひつくっていただきたいと思います。繰り返しになりますけれども、ある健康保険組合のアンケート調査では、73パーセントが知らないと答えている現実があるわけですから、このまま年金天引きの制度を4月から実行するわけにはいかないと思いますので、地域に対しても努力していただきたいと思っております。

それでは、保険料の問題ですけれども、この間、北海道後期高齢者医療広域連合の保険料が年額平均で8万6,280円と決まっております。今までは現行の老人保健法に基づいた70歳以上の方の医療ということで、国の公費負担医療を受けている被爆者、障害者と同じように保険証の取上げはしないという対象でした。今回は後期高齢者医療制度ということで、この問題については変更になりました。この変更の理由と、具体的にどういう形で保険証問題を扱われるのかということについて説明してください。

（福祉）渡邊主幹

資格証明書についてでありますけれども、おっしゃったとおり、現在、老人保健の対象者につきましては、保険料は保険者に支払う一方、給付は老人保健から受けているということで、保険料を徴収した保険者が給付を行う仕組みとなっていないというような考え方で、現在、国民健康保険では資格証明書を交付しておりません。しかし、新しい後期高齢者医療制度では、保険者である広域連合に保険料を支払っていただき、保険者から給付を受ける仕組みということで、資格証明書を交付するというような制度となったものであります。

資格証明書につきましては、災害など特別な事情がないにもかかわらず、1年間保険料を滞納している方が交付対象となります。

中島委員

この後、半年間保険料を滞納すれば、今度は医療の給付を差しとめる、そういう内容です。75歳以上の方で保険料を払えないがために医療を受けることができなくなる。これを国が決めるということは、命とお金の問題で健康管理ができないということを公に認めた中身だと思いますが、私はやはり小樽からそういう人を一人でも出したい、そういうふうに思うのですが、実際にこの現在の小樽市で来年の4月になったときに、保険料を滞納する75歳以上の方が発生しないかどうかということが問題です。小樽市の国民健康保険で滞納者の数を把握していると思いますが、来年の4月以降、75歳以上となる方で現在国民健康保険料の滞納をしている方がいますか。人数がわかればお聞かせください。

（市民）高橋主幹

ただいまの75歳以上の方で国民健康保険料滞納者ということでございますが、平成18年度決算を基にいたしますと滞納者全体4,811人、そのうち75歳以上の方は341人ということになっています。

中島委員

このうち保険料が月額 1 万 5,000 円以上の方は、天引きですから 341 人がそのまま滞納になるかどうかはわかりません。しかし、滞納をする人が発生しないと言いきれますか。この点についても見解を伺います。

（福祉）渡邊主幹

現在、国民健康保険で保険料を滞納している 75 歳以上の方は、341 人との答弁がありました。特別徴収の場合は年金から天引きとなりますので、滞納というものは発生しないわけですが、普通徴収といたしまして納付書を送れば、国民健康保険と同じであれば、1 期から 10 期まで 2 万円であれば 2,000 円ずつ 10 回に分ける。そうしますと、例えば遅れていきますと月々は未納という形になるのですけれども、最終的には 3 月末、4 月へ滞納繰越しとなった段階で初めて滞納となる方もありますけれども、私も前に保険年金課にありましたけれども、普通徴収の方はさまざまな理由がありまして、滞納という方も当然予想される場所だというふうに考えてございます。

中島委員

今回、資料を出していただきましたけれども、これは今回の後期高齢者医療の保険料を決めるときに、保険料の定額部分について、この中に所得に応じて 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の方々がどれくらいいるかという表です。見たとおり北海道全体で 45.8 パーセントの方が軽減対象になっていますが、小樽市の場合は 49.91 パーセント、5 パーセント以上多い実態が出ていますから、所得の少ない高齢者が全道平均よりも多い。これは今さら言うことではないけれども、はっきり出ているわけです。そういう方々が引き続き保険料を納められないことになったら困るということで、本会議でも私は、保険料を納めることによって生活保護基準以下になるような方に対して、市単独の助成事業を検討できないかということをご提案いたしました。財政上の問題であり積極的な答弁はありませんでしたが、この制度では市町村独自の保険料軽減はできないのです。北海道全体の保険料を決めていますので、独自軽減ができないわけですから、これは保険料という形ではない別の制度で支援するしかないと思うのです。

実はこの介護保険の訪問介護の利用者負担助成というのがありまして、この中では同じような生活保護基準以下の方への助成制度というのが既にあります。訪問介護を利用される方のうち、例えば世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している方や、利用者負担額を払うことによって世帯収入が生活保護基準以下になる方、この方を対象に 4 分の 1 の助成制度というのを小樽市でやっているわけです。こういうものに準じて、この後期高齢者の方々にも検討できないのかと思うのです。

介護保険課にお尋ねしますけれども、この助成制度の利用者数、それから実際にかかった金額を示してください。

（福祉）介護保険課長

平成 19 年度予算で人数 77 人を見込み、金額は 156 万円を計上いたしました。決算見込みでは、人数は約 80 人で変わっておりません。金額は 100 万円程度になるものと思っております。19 年度予算作成時には、17 年 10 月にこの負担割合が 2 分の 1 から 4 分の 1 に変わっておりまして、そのときに負担割合の変更による額の算定につきましては、実績がなかったために若干予算を多めにしておりました。それで 156 万円の予算でしたが、決算見込みでは 100 万円程度に落ちつくものと思っております。

中島委員

報告があったとおりささやかな中身ですけれども、利用する方がいるわけです。ぜひそういう点も、小樽市の高齢者の低所得者で保険料が払いきれない方を発生させないための対策として検討していただきたいと思うのですが、実態調査でもできないでしょうか。

（福祉）渡邊主幹

今、中島委員がお尋ねの部分につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合は道内 180 市町村で構成されておりますけれども、その 180 市町村が、それぞれそのような低所得者に対する保険料の軽減についての独自の対策を考えたり、やろうとしているところがあるかについて調べるというお話であれば、やっていきたいというふうに考えて

おります。

中島委員

ちょっと違います。私の趣旨は、実際に75歳以上の方で保険料を払うことによって、生活保護基準以下になるような方がどれくらいいるのかという、あるいは老齢福祉年金をもらっている方に限るとか、そういう条件はつけてもよろしいのですが、そういう具体的な数をつかんでみてほしいという、こういう提案です。

（福祉）渡邊主幹

現在、北海道後期高齢者医療広域連合と、それから各市町村の間でいわゆる広域連合システムというのをつなげまして、さまざまなデータのやりとりをして、現在は12月、1月に向けて特別徴収の対象となる方の判定作業をしております。そういった中で、今、委員がおっしゃるようなデータを拾いながら分析できるかどうかにつきまして、広域連合とも相談しながら、そういったようなやり方ができるかどうかちょっとやってみたいというふうには思います。

中島委員

これは広域連合と関係ないのです。小樽市独自の対策ということで私は提案しているので、意思があれば検討、調査もできるかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

もう一点言いますと、今回の北海道後期高齢者医療広域連合の保険料算定にかかわっては、所得に対する9.63パーセントのお金を掛けて保険料を出しているのですけれども、上限額というのがあるのです。50万円以上は払わなくていいという算定基準ですが、小樽市でこの50万円以上で払わなくていいと認定された方が何人いて、そのために総額幾らのお金が保険料として徴収されないことになったのかもお答えください。

（福祉）渡邊主幹

保険料の設定についてでありますけれども、賦課限度額につきましては、所得の高い方について上限額を決めるということで、これは国の政令で50万円を限度としなさいということで、北海道後期高齢者医療広域連合では50万円を限度として出しているところであります。

それに係る上限額の50万円以上の方のカットにつきましては、小樽市の場合、これは6月時点でのデータでございますけれども、超過対象者は217人、限度額を超過している部分は1億3,300万円ほどあります。1人当たり直しますと61万3,000円。ただし、今話しましたとおり、データが6月、9月というふうに刻々と変わっていきます。

中島委員

今答弁があったとおり、1億3,300万円は免除された方がいるのです。支払能力がある方です。それなのに一円の年金ももらっていない方でも、世帯主の負担で全部保険料を徴収するのです。これは本当に公平な制度ですか。私は非常に疑問を感じますし、国の制度とはいえ納得できない、そういう立場で反対してまいりましたが、こういうことを考えれば、小樽市としても独自の対策を立ててほしいということは決して無理なことではないと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

もう一点、北海道後期高齢者医療広域連合の関係では、今回65歳から74歳までの一定の障害のある方に対しては、後期高齢者制度に移らないこともできるということになっているのです。対象者は何人くらいなのか。もし移行すればどうで、移行しないとどういうことになるのかということについて簡単にお知らせください。

（福祉）渡邊主幹

後期高齢者医療制度は原則75歳以上の方が対象で、もう一つ、現在、老人保健制度で、65歳以上74歳未満の方で一定の寝たきりなどの障害がある方については、同じ老人保健制度の対象となっております、何の手続きもしなければ、来年4月1日に新しい後期高齢者医療制度に移行することになります。現在、それらの方々につきましてはおよそ1,500人となっております。

それから、障害認定を受けている老人保健医療受給者に対する通知、その他の取扱いについてでございますけれ

ども、現在、北海道後期高齢者医療広域連合と小樽市の間でそういった制度に伴う利益、不利益の関係も生じてきますことから、本人あてに制度通知のパンフレット、こういったものを全員に送付する予定となっております。

中島委員

そのときに、一度、後期高齢者医療制度に入った後、抜けるということができるのか。あるいは一回抜けたと言ったけれども、やはり入った方がいいということに変更することができるのか。それを年度の途中で随時できる仕組みなのかどうかお聞かせください。

（福祉）渡邊主幹

障害認定につきましては、申請により行うこととされておりまして、その撤回は理由にかかわらず行うことができます。後期高齢者医療制度への移行を希望しない方について、随時申請の撤回を行うことはできます。ただし、さかのぼることはできません。このため制度施行前に申請の撤回を行う必要があります。また、制度を知らなかったということによる不利益を避けるため、申請の撤回ができることについての周知を行おうというものであります。

中島委員

相談支援体制整備特別支援事業費について

それでは次の項目に移ります。

障害者の問題ですけれども、今回も相談支援体制整備特別支援事業費として149万9,000円が補正予算に出ております。年度途中の新規事業ということで障害者施策の改善になる内容かと思われませんが、全額道の方から出るお金で賄われる内容になっていますが、どんな効果が期待されるのですか。

（福祉）地域福祉課長

今回、補正予算で扱っていただいております相談支援体制整備特別支援事業費でございますけれども、昨年12月に国の方で出しました障害者自立支援臨時特例交付金に基づく事業でございます。相談支援体制整備事業という中には、特別アドバイザーの派遣事業、これは都道府県事業になってございます。それから、相談支援事業の立ち上げの事業ということで、新たに相談支援事業を立ち上げる際の補助というものが一つあります。もう一つが今回補正予算で上げさせていただいておりますピアサポート強化事業ということでございます。ピアサポートというのは、障害を持った方が地域で自立して生活している方とか、そういうみずから障害を持った方が同じような障害を持った方に対して自分の実体験を発表するなど、そういうことによって同じような障害を持つ方が地域で自立して生活していくことを支援する、そういうものでございます。

小樽市においても今回補正予算を出させていただいたように、2か所の相談支援事業所においてそういうピアサポートの事業を円滑に進めていくための制度ということですので、障害を持って自立している方の、同じ障害を持っている方に対するそういう支援につながっていく、そういう効果があるというふうに考えております。

中島委員

視覚障害者のガイドヘルパー派遣事業について

障害者自立支援法が施行されてからいろいろな新しい事業が始まっていますが、原則、障害者の皆さんの1割負担が導入されたことによって大変な負担が広がっています。私が話を聞いた方は、全盲の66歳の男性です。ひとり暮らしで年金9万円ほどで暮らしてまして、ホームヘルパーが毎日来て、食事の支度、掃除、洗濯を一切やっております。外に出るためにはガイドヘルパーという制度を利用して、案内人を利用しなければ社会に参加することも外に出ることもできない、こういう障害者の方です。

これまでは所得がそんなに多くないですから、利用するときの費用負担はありませんでした。しかし、1割負担の導入によって、ガイドヘルパーにもお金がかかるようになって、聞いてみたら月額3,000円から4,000円ぐらいは負担していると言っていました。実際には病院の通院、選挙の投票、障害者の方々の集まり、そういうさまざまな社会参加にすべてお金を払わなければいけないという事態なのです。全国でもこの盲人の方々のガイドヘルパーに

については、有料というのはいかなるものかと大分声も上がっています。小樽市でこういう全盲の方々のガイドヘルパーを提供する事業所というのは、幾つありますか。

（福祉）地域福祉課長

小樽市の地域生活支援事業規則に基づく視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業、これを行っている事業所ということで申しますと、市内に 2 か所、それから市外、札幌市、余市町にそれぞれ 1 か所ずつの合計 4 か所でございます。

中島委員

そういうところを利用しながら外出を図っているわけですが、30分で 1 単位の料金だと聞きましたけれども、このときの料金は幾らになるのか。そして、1 日ばかりでガイドヘルパーを利用して外出することもあるのですが、このときのヘルパーの食事代、交通費あるいは施設利用のときの入館料、そういう費用については何か決まりがあるのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

視覚障害者のガイドヘルパー派遣事業には、いろいろ種類がございます、グループで使う場合、そういう場合は 2 人だと幾ら、3 人で使うと幾らとかいろいろ細かいことがあるのですけれども、簡単なところでちょっと答えさせていただきますと、1 人で使う場合に 30 分以下ですと、身体介護を伴うような障害の方ですと 196 単位ということですので、利用者の負担は 196 円。それから、身体介護を伴わない、これはガイドヘルパーのみといいますか、そういうような場合には 68 単位ということになっておりますので、利用者の負担は 68 円というふうになってございます。

これにつきましては、私どもの規則でも負担の上限というのを持っております、一般の方で 1 か月 9,300 円、それから低所得 1、低所得 2 ということで 6,150 円と 3,750 円というふうになってございます。生活保護の方については無料と、そういうことになってございます。

ガイドヘルパーという福祉サービスの部分についてしか規定してございませんので、食事代、交通費や施設の入館料等々につきましては、規則的には何の規定もございません。それぞれの事業所と利用者との間の契約の中でやっていく形になるかと思えますけれども、昼食代などについては、原則的には利用者の負担ではないというふうには聞いてございます。個々のケースがあるというふうに聞いてございます。それから、施設の入館料とか、こういう部分については利用者の負担になる場合が多いのではないかとこのように考えてございます。

中島委員

これまで全盲の方はずっとそういうガイドヘルパーを利用していたわけですが、1 割負担が導入になってから、新たな負担が始まっているわけです。そして、ガイドヘルパーとして来ている方の食事代、弁当ですとか、この方はアイスクリームも食べたと言っていましたけれども、全部請求されるのだ、実に大変なのだということで、他の市に聞いたら、どこでもみんなそういうものは自分持ちだ。自分で弁当を持ってきてくれる人もいと聞いている。何とかそういうふうにしていただけないだろうかというふうに私は頼まれたのです。今、国としても 1 割負担については、障害者の皆さんの運動の中で検討し直すと言っていますけれども、本当にささやかな生活をしている中で、自分が社会に参加するためにかなりの料金を負担しなければならないし、弁当も 2 人分払う、そういうことになるという問題があるわけです。これは強制はできないかもしれませんが、障害者の実態を反映して、そういう状況を何とか検討していただきたい。事業所の皆さんにも市民の声があるということを伝えて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

今、委員がおっしゃったように、私どもからこうしなさいというような強制はちょっとできない問題かとは思いますが、ただ個々のケースで通常昼食などというのは、ヘルパーがそういう業務をしないときにも食べる話ですので、そういう意味ではヘルパーに自分で払ってもらおうというのが通常かというふうにも考えます。

また、施設の入館料などの部分については、ちょっと微妙なところがあるかとも考えますけれども、昼食で、利用者がすごく高いレストランに行きたいと言って食事されたときに、ではヘルパーはそれだけ高い昼食代を払うのかという、そういう個々のケースというのは確かにあるかと思うのですが、最初に申し上げましたように、普通に考えれば、ヘルパーの昼食というのはヘルパーが負担するのが普通かというふうに考えますので、事業所の方には機会を見つけてそういうような方向で、個々のケースはあるのでしょうかけれども、通常考えられるような形でやっていただけないだろうかというような話はしていきたいと、そういうふうには考えております。

中島委員

よろしくをお願いします。

北野委員

病院事業会計の資金収支計画の見直しについて

病院の問題について伺いますが、昨日も聞きましたけれども、不良債務解消に関して、今回の見直し並びに6月の資金収支計画で人件費は10億7,000万円という話でした。この病院の職員の10億7,000万円に相当する病院以外の職員の削減額は幾らになりますか。

総務部長

昨日も御質問をいただいたのですが、基本的に一般会計の財政健全化計画の見直しというのは、現在、財政部の中で鋭意進めておりまして、会計的には大変厳しく、交付税の動向なり、あるいは市税の見通しが厳しい状況でありますので、当然これからさらなる事務事業の見直し等やっけていこうという、そういった議論をしていますけれども、一方で人件費総額の抑制というのは避けて通れない、そういう現在の議論の途中経過があります。ですから、まだ中身が決定しておりませんので、残念ながらその額については示せないということでございます。

北野委員

これは私が10億7,000万円だろうと言ったわけではないのです。病院事業会計の資金収支計画の見直しであなた方が出した金額です。病院と病院以外の職員の賃金は連動しているから、病院でこういう資金を生み出すということになれば、病院以外で幾らになるかというのは当然自動的に出るでしょう。総務部長の答弁は、いろいろ言わないための理由を言っているだけにすぎないのです。そんな簡単な計算で、こんなことを出さないということ自体が不当な話です。答えてください。

総務部長

一つは、順番のことから言えば、一般会計の見直しが先にあって、私どもの方でそちらの方の人件費の考え方を先に明確にしていればそれを示して、その中から病院の不良債務計画、それから収支計画という順番になれば一番よかったのですが、これは御存じのとおり起債申請の関係から病院の資金収支計画を先にやらなければならなかった、そういう事情がまず一つあるのです。

それで、もう一つは今の10億7,000万円の話ですけれども、その中身というのは、一つは今お話がありましたとおり、人件費として職員全体にかかわる部分の病院の職員の分というのもありますけれども、その中には病院独自の努力でやる部分というの也相当含まれておりますので、我々としては10億7,000万円のうち、これが幾らでこちらが幾らとまだ決めておりません。ですから、先ほど話しましたとおり、一般会計全体での金額というのはまだ出ておりませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

北野委員

どうしてそういうことになるのか。6月に示して、今まで議会に説明してきた収支計画の人件費は5億5,000万円でしょう。11月の見直しで1病棟閉鎖に伴うのは4億8,000万円、これは計算外です。給与削減等で5億2,000万円、「等」がついているから、これ以外は何かあるのかと言ったら、大した話ではないのです。あなたの方は相当含ま

れているような話で計算できないように言っているけれども、それなら昨日の答弁と違うでしょう。昨日の答弁とあなたの今の答弁は違います。どうして一日たつと、こうやって違ってくるのか。だめです、答えてください。

総務部長

基本的には昨日と同じ立場で答弁しております。ですから、我々は、北野委員がおっしゃるように、一般会計の方の数字が決まっています、それを隠しているということではありません。その議論はこれから今、何回も話しますけれども、12月、1月の議論の中で、交付税の動向などを見ながら、我々としては一般会計のいわゆる効果を上げるための人件費の削減については、やらざるを得ないという判断をしていますけれども、中身についてはこれから決めるわけですから、その中で話させていただきたいというふうに思います。

北野委員

納得できないです。そうしたらもう一回改めて聞きますが、今回の見直しの給与削減等というのは何ですか。

（樽病）事務局長

給与削減等については、今、総務部長も言ったように、一般会計と同じように給与の率を下げる部分もありますし、病院事業として足りない分は職員数をどうするのか。それから、臨時職員、嘱託員もたくさんいますが、それらのありようもどうするのか、そういうことも含めての「等」でございます。

北野委員

だから、職員の数が減るということも含まれているから、トータルでの人件費ということで、あなたが言う、それは承知しています。しかし、私が言っているのは、そういう「等」を仮に職員の賃金のカットのみを考えてやった場合は、これは議会事務局が視察に来た方に配っている市政のあらましですが、この中に病院を除く職員の総数、現員が1,920人と、今年の4月1日現在で出ているのです。そのほかに病院を除くその他の内訳も出ていますけれども、この1,920人に病院の職員554人を足して、この554人の分が10億7,000万円だったら、一般職は43億円になるというふうになるのではないですか。だから、それは部長あるいは次長がおっしゃるように、その中で職員の数を減らしたのは賃金カットで、同じ人件費削減というものにならないというのは、私はわかります。けれども、あなたが言っているとおり昨日のとおりだというのだったら、それはそんな影響額ではないのです。

だから、私の計算では約48億円に近い金額です。そのうち職員の減による人件費の削減分は除いたとしても、相当な額になるのです、これは4年間ですけれども。だから、これを今度私はその額を聞くのは、あなた方があくまでも病院の建設を進める、平成20年度には建設用地を買う起債を申請するというふうに1年年度をずらしただけなのですから、その絶対条件は、44億円と言われている不良債務を年度ごとにきちんと返していかなければならない、今回はつまずいたけれども。そうすると、20年度、一体幾ら人件費を削減して不良債務解消に向けるのですか。4年間しかないのですから、この中で病院側の不良債務解消に係る年度ごと、どれぐらいずつにするつもりですか。

（樽病）総務課長

人件費の削減ということですので、先ほどから議論のありました病棟削減等の効果を含めました合計額でいきますと、平成20年度は3億3,200万円、21年度は3億4,700万円、22年度は4億1,500万円、23年度では4億6,100万円、合計4年間で15億5,500万円の予定となっております。

北野委員

これは結局まともにこういう計画をみずから進んで出しておいて、病院以外の職員にどういう影響が出るかということも聞いても、わからないということ自体が無責任なのです。それは、今、部長がおっしゃった要素はあるけれども、そういう要素も全部加味して、議会で審議の対象にしなければだめでしょう。だから、そのことをきちんと言っていたかかないと、提案を受けた議会の方でも審議のしようがないでしょう。いろいろ反対意見が出ていても、あなた方は病院はあくまでも築港地区で建設すると言っているのだから、その方針は少なくとも議会の審議に耐え得るようなものにしていただきたい。聞いてもわからない、今後の問題だとか、そんなことを言って逃げ回っ

て、議会でこの審議をする場合に、実現可能なかどうかということさえ判断できないなんて、そんなやり方をしているなんていうのは不屈き千万だと思っただけです。これは明日までにきちんと出しておいでください。終わります。

総務部長

昨日も宿題だということと言われて今日になったわけですけども、一つは先ほどから答弁していますとおり、一般会計分についての数字はありません。まだやっておりません。ですから、数字としては示せない。ただ、今おっしゃったように、1,900人の職員と病院の560人の職員で、単純に560人で10億円だから全体で幾らということは、それは割り返すと数字は出てまいりますけれども。

（「それはもう私が割ったからいいです」と呼ぶ者あり）

我々としてはそういった立場ではないということだけは、御理解いただきたい。

（「だめだ、そんなものは、審議させないということでしょう。冗談ではない」と呼ぶ者あり）

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。